

ISSN0385-7786

福岡市立歴史資料館

研究報告

第 6 集

1982

福岡





福岡市立歴史資料館

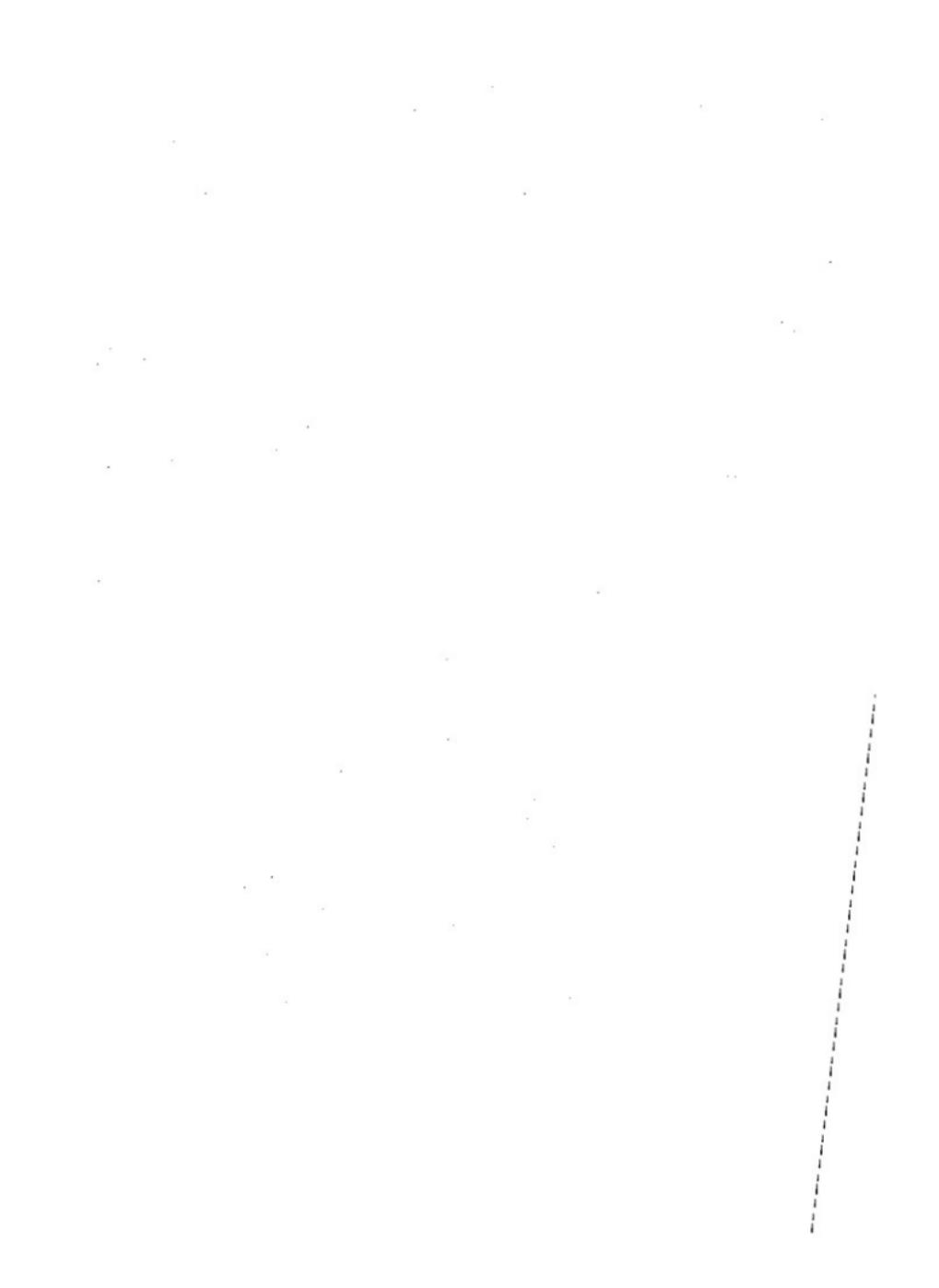
研 究 報 告

第 6 集



1 9 8 2

福 岡



序

このたび、福岡市立歴史資料館より研究報告第六集を刊行することになりました。

本論集は、資料館運営に不可欠な諸資料の基礎的調査研究活動の一端を公表するもので、いささかの進展、蓄積が見え始めたかと感じられる半面、市民が、主として館蔵の公開資料で研さんを重ねた成果の発表時機を、同様に希求する場合、資料の活用普及、奨励の見地から、その機会の提供などの妥当な措置をどのように工夫し拡大するかも、これからの大切な課題だと存じます。

今後とも、市民各位ならびに研究者各位の御べん連と御協力をお願い申し上げます。

昭和五十七年三月三十一日

福岡市教育委員会

教育長 西津茂美

緒 言

この研究報告第六集には、当館収集の文書、民俗、考古資料に関する四編の論文を收めています。

高田茂廣氏は、福岡藩の浦支配制度上、中浦に属した

考とそれらに付隨する問題の提起にも言及しており、馬淵久夫氏は、本市および隣接市出土青銅鏡の原料のひとつ、鉛の原子混合比の精密実験に基づく原産地の推定、就中、仿製（日本産）の材料が、すべて中国産という結果付けをされています。

箱崎浦の漁業史料などに拠って、中世以前より近世にいたる博多湾内外の漁業権帰属の動向、貢賦制の変遷、浦役職の位置付けに関する推論を展開し、併せて、近世における網漁經營、魚類資源保護の実相についても論述されており、佐々木哲哉氏は、全国に分布する白鬚の神について、注目すべき仮説を提示するとともに、能古島における収穫感謝儀礼の宮座が、他とは異なるいくつかの祭祀慣行の中にも、周辺地域すでに消滅したその肝要な部分が伝承されているのではないかとの推測を、さまざまな視点より慎重に論究されています。後藤直氏

は、八田出土の銅劍鋒型について、その観察結果を詳らかに紹介し、かつ、銅劍の型式、製作、流通に関する論

これらの論文は、いずれも種々の資料を調査整理して、これから的研究の深化を促すためを提供されたもので、あくまで、その研究過程を部分的に本書で公表したこと過ぎない。したがって、逐次、関係資料の検索などにより、なおいつそうの究明が進められるよう期待します。

本書については、ますます内容の充実に努めたいと念じておりますので、今後とも、各位の格別の御指導と御支援をお願い申し上げます。

昭和五十七年三月三十一日

福岡市立歴史資料館

館長 石橋 博

目 次

高田茂廣	山崎文書と箱崎浦	1
佐々木哲哉	能古島白鬚神社の宮座	19
後藤直	福岡市八田出土の銅劍鋸型	
	—資料の観察—	
馬淵久夫	福岡市立歴史資料館が保管する鏡の銅同位体比	

山崎文書と箱崎浦

高田茂廣

最近、福岡市立歴史資料館が行なった歴史資料調査、および福岡県文化会館・福岡県地域史研究所等の調査によつて、福岡市およびその近郊に存在する文書、特に近世文書を、相当量確認することができた。

明治以来、福岡地方の郷土史研究は、主として、政治を動かす中心となつて来た武士の社会が主題であった。特に海をテーマとした研究は非常に少ない。例えば、大正四年（一九一五）から昭和二〇年（一九四五）まで三〇年間にわたり九〇集まで刊行された『筑紫史談』の膨大な量の論文のうち、海をテーマとしたものは、わずかに、古代史における阿那族・宗像族の研究、中世における刀伊の入寇や元寇、文禄・慶長の役に関するところがあるだけで、私が研究のテーマとしている近世の博多湾を論じたものは皆無に等しい。

私自身は、先に述べた諸調査のほとんどに参加して、福岡市西部の、能古・今津・宮浦・唐泊・今津等の近世文書を數字点調査することができたが、ここにとりあげる「山崎文書」は、箱崎浦（福岡市東区箱崎）の漁業に関する近世文書であり、博多湾の漁業を考察するための資料として、非常に貴重なものであった。

「山崎文書」は、昭和四五年（一九七〇）に山崎万里子氏から福岡市立歴史資料館に寄贈されたもので、その数も一八一点に達するが、十数年間も館の書庫に保管されたままになっていた。いま、そのうちの初期の資料について紹介し、多少の考察を加えてみた。

なお、箱崎浦を語るについて、今までには、「筑豊沿海志」「柏屋郡誌」が最大の資料であったが、最近、福岡県地域史研究所によつて「福岡県地理全誌」の所在が確認され、そのコピーを見る機会を得たので、箱崎浦に関する事項だけを抄録させてもらつ。

今ひとつ、福岡県文化会館が所蔵する「明石文書」も箱崎浦の文書であるが、これは、「筑前国浦方史料第一集」にまとめられている。

山崎文書の内容としては、すでに一九七四年に「山崎文書目録」として福岡市立歴史資料館から刊行されているが、山崎家に必要なものとして同家に留め置かれた文書二点は目録に載せられていない。今回調査したところ、その写しも寄贈されており、当館所蔵のものは山崎文書のほぼ全部であることが確認された。

さて、箱崎浦の実態であるが、江戸時代において、福岡藩の領地支配は町・郷・浦と大きく三分され、浦は海に生活の基盤を持つ者の集落として、時代によって変遷はあるものの、おむね、上浦・中浦・下浦と三分され、それそれに浦大庄屋が置かれた。箱崎浦が属した中浦は、化政期から天保年間頃には、次の浦々から成立していた。

箱崎浦・奈田浦・志賀島浦・弘浦・新宮浦・藍^あ(相)島浦・福

間浦・勝浦・大島浦・神湊浦・津屋崎浦・鐘崎浦・地島浦・江
口浦。

各浦は、それぞれ、漁業・運船業等を中心の職業でしたが、漁獲物や廻船の荷、あるいは塩等を商う商品流通の場となっていた。但し各浦ごとに差があり、箱崎浦の場合は、博多湾内を漁場とし、箱

崎・博多を主な市場とした漁業中心の浦であった。

箱崎は、箱崎八幡宮を中心として、社領と浦から成っていたが、明治初年に編さんされた『福岡県地理全誌』の箱崎村の項を抄録すると次の通りである。

○ 小区 箱崎村

西南 福岡県庁 道程一里十町

○ 人家 本村 四三六戸

浦 一四六戸

原田 二四戸

○ 本村ハ那珂郡博多ヨリ当郡青柳駅ニ至ル官道ニアリ、東西三町三十四間。南北五町七間。街衢ハ、名、新町・本町・下小寺町・上小寺町・今福町・阿多田村・馬場町・中小路町・上町・下町・後小路町・堅小路町・海門戸町・横町・裏町・宮前町・網屋町・浦分等アリ。モトハ那珂郡ノ内ナリシカ、何ノ頃ヨリ柏屋郡ニハ属シケン、慶長ノ郡帳ニハ既ニ此群ニ入レリ。

此地東北ノ入海、南ニ周リテ柏屋郡ト入海ヲ隔タリ。是ニ依テ博多ノ方ヨリ砂土東北ニ連リ、金ク海中ノ崎ナリシカ、後世入海渐ク浅ク、數村ノ佃トナリシヨリ、此地柏屋ト地連リテ、遂ニハ此群ニ属セント見エタリ。

昔ハ藍津浦・白良浦ナト云。大浦共云ヒシ事、香椎宮記録ニ見

ニ。

明人ノ武備志ニハ法歌然機トカケリ。

○村位 上

○地形 平坦

○東南北三方 田畠遠ク連り、西一方海ニ接シテ運輸便利。座物多ク、漁業盛ナリ。

○漁家 八八戸

○網數 三八張

鰯網 六張 真鰯網 一二張 底網 二〇張

○漁場

東西二里半。浜男ヨリ西堂崎マデ。

南北三里。石堂川ヨリ西堂崎マシ。

神功皇后三韓御征伐ノ時、此浦ノ海人共、御旗ヲ持テ御船ノ供奉

セシニヨリテ、長ク内海ノ漁獵ヲ許サセ玉フト云傳フ。故ニ香

椎宮ノ祭日ニ浦人神役トシテ供御ノ魚類ヲ取テ獻スル事アリ。

天正四年、内海ノ漁場ヲ奈多浦共妨ラナシテ、時ノ守護田尻彈

正忠ニ訴シカハ、此浦人、其旧例ヲ以テ辨解セシ文書、元文五年、旧藩所定漁場書、浦人ノ家ニ傳ヘ持テリ。

古ハ、神領モ多カリシト見ユ。東鑑七、文治三年丁未八月條ニ、

三日辛未、筑前国箱崎宮々司親重、被行賞 当國那珂西郷、柏

屋西郷等拝領之云々。平氏在世之時、依抽彼祈禱 日米耶羅有

御氣色、所詮於神宮等事者、一向可被優恕之由 被恩召定云々

其後文明十年戊戌十月五日、大内政弘、早良郡倉光上下庄七十

町 永禄二年己未三月二十五日、筑紫下野守惟門、那珂郡西郷ニチ百八十町ノ地ヲ寄進セル由。皆文書アリ。小早川隆景 杜

領千石寄附セラレシヲ、慶長四年己亥、秀秋五百石ニ減セラル。文禄四年乙未、豊臣氏ヨリ五百石寄附アリ。黒田長政モ例ニ從テ五百石ニ定ラル。其後杜領ノ外ニ寄附ノ山林、杜地鳥居ヨリ波際マテ長二百九十五間、横百六十八間アリ。大宮寺カ私領モ草様ノ頭ハ八十九町アリシ由、文書アリ。杜領ノ多カリシ事推量ルヘシ。

○土賣 五分砂・五分真土

○耕地 上

○地味

田ハ 二分早稻・五分中稻・三分晚稻・麦・菜種

烟ハ 麦・菜種・硫球芋・大根等、ヨク成熟ス。

○土產 海魚・海藻・ウキウト

牛馬 馬 一八三頭

牛馬 車 五輛

内 人力車 二輛 荷車 三輛

船 小船 八八隻

内 小船 一隻 四〇石積

漁船 七八隻

小漁船 九隻

物産	米	大麦	小麦	大麦	米
	二八八七石五斗	生出			
	五〇〇石	(ココ・人多の二五)			
	八〇石	胡蘿蔔	四〇〇荷		
	四〇石	鶏	一六〇羽		
	六〇石	鶏卵	三五〇〇		
	一一〇万斤	綿	一〇〇斤		
	二〇〇〇荷				
	六五荷				
	一五〇荷				
	五〇〇荷				
	八五〇荷				
	百荷				
	一〇石	此代金二二円			
	一五〇〇荷	此代金一四一円七五錢			
	五〇荷	此代金六〇円			
	八〇〇荷	此代金一二六円			
	四五〇荷	此代金五六円七〇錢			
	一〇〇荷	此代金一二円六〇錢			
	五〇荷	此代金三八円五〇錢			
	茄子	四〇荷	此代金二〇円一六錢		
	胡蘿蔔	三〇〇荷	此代金二二五円		
	白京菜	二〇〇〇荷	此代金二四〇円		
	南京豆	五〇石	此代金六三円		
	琉球芋	藍	八拾貫目	此代金一二八円	
	大根	川魚	鱈・鰯・鰐	此代金三一円六五錢	
	午勞	海魚	黑鯛・鮪・鰯・烏賊・海老・蟹・鰐・鰐・殘魚・		
	西瓜	ウキウト	此代金二七三四円五六錢		
	南瓜	生海鼠	四方	此代金一二四円八〇錢	
	茄子	蠣	六〇石	此代金一八七円五〇錢	
	胡瓜	淺利貝	二五石三斗	此代金五〇円六〇錢	
	大根	海螺	三石二斗	此代金三円	
	午勞		三八万五千	一四戸製	
	南瓜				
	夕顔				
	大根	落松葉	八四〇把	此代金二八円五六錢	
	午勞	菜種	三五〇石	此代金二二一五円五〇錢	
	南瓜	酒	二〇八石二斗五升	(三斗五升半) 製	
	夕顔		此代金八三〇円八錢五厘		
	大根				
	午勞				
	南瓜				
	夕顔				
	大根				
	午勞				
	南瓜				
	夕顔				

此代金一六〇円一四錢

種油 三五石 四戸製

此代金七八七円五〇錢

總計 金九一七五円八錢五厘

「福岡県地理全志」に書かれた内容は、一部を除いて江戸時代後期の箱崎浦を含む村の実態を示すのではないかと考えるのだが、例え漁場に関する事項等は山崎文書を資料として書かれたものであり、その原文の幾つかを次に紹介する。

「謹而言上仕候當内海之事」（資料番号A-1）

謹而言上仕候。仍當内海之事、箱崎浦衆、往古以來知行之段、無其恩候。然處、奈多村衆新義作法申坊内海御代可相留之企、不及是非候。既豈州大内御兩家立分之御時も、内海官職船衆、聖母大菩薩以御神例致知行候事。

抑、香椎御手洗之事、箱崎浜人社進退仕候旨趣へ、異國御対治御時、聖母大菩薩從箱崎浦四十八艘之御船ニ被召、及七ヶ度、干珠滿珠以御策結、異國被成御対治、御帰朝候早。然者、志賀太明神磯良神と申電神にて御座候、住吉以御策、内海ニ舞台をかさり神々舞楽を奏し、竜宮より頭給ふ、其時聖母大菩薩御夫婦の被成約諾、四十八艘從取ヲ大明神一人にて被

成、剩右千珠満珠從竜宮借出、練平與國御帰朝候。其時両井差先祖、奉指御旗依奉御供申、嶋々瀬々瀬數を教給、弁差を被任守長七郎太夫候。為其御忠恩、香椎南之江井片おさ地之事、為御社恩可被下之由、雖御神勅候。右浦仁彼内海を依奉望申于今知行仕来候。更内海無他妨事、無其隱候。偏聖母為御神地、往古以來限塙浦干進止候。陸之事ハ為其御領主銘々御進退之事候矣、不及免角候。依此謂御幸之時於香椎御社内御座致出仕、從當瀬御神之御崎ニ御旅を奉指候。洲底御社家中年中御社役勤來候。統御存知之儀候事、事新敷當瀬非可申上儀候事。

井内海瀬數目録之事

箱崎前ニハ、黒たう、叶松、築地昇・今名島前・鳥居耳。大高洲・大隈出し。わうこ洲・小濱前。名島ニハ、まないた瀬・字瀬。結松・口瀬。草葉・竹崎。香椎前ニハ、おんじやく瀬。當前。深山瀬。三島。ふかの瀬。むくしろ。かたおそ。くろ瀬。鬼かしら。女四郎。奈多前ニハ、大はち・小はち・大高洲・大すま・丸洲。請のすま・かいこの崎・そたう崎・ついきり・青草・いけ原・すないけ・水しり・塩屋の小路・北浦・もなか・西戸・中西戸・ちかも・丈口。博多前ニハ、荒戸・うく島・瀬瀬・うら山まへし・御崎出し。姫浜ニハ、岩瀬。野古崎前ニハ・鬼瀬・つの瀬・くも瀬・さうし・かちめ瀬・瀬戸あい。今津前ニハ、め瀬・今瀬。泊前ニハ・なう瀬・大瀬。ひろのまへニハ、赤瀬・武藏出し・中間・ふ

みきり。志賀前ニハ、もり出し・かなの浜・といの瀬・さうし出し・横あて・いぬこ・中瀬・せとの瀬・むさし出し・小中瀬・は鳴。

先大方如此。其外、あいの鳴・壱岐・対馬・松浦・五島・稚内・高麗・上浦之儀ハ不及記申、以此謂宮崎船於諸浦公役等于今不所動事無其隣候。

右網代洲瀬于今以覺へ旨、夜白糸漁仕来候非御神處者海底之儀為當浦人爭可任心候哉以此謂到于今二季祭為御神役、一會ニ觸四十八喰・ミカキ十六連・生海鼠老浦・御博十六・井八朔ニハ四拾八巻之荒巻・同八月十五日・早米御供御時・海老七十五・納七拾五・かさミ七拾五・小輪御汁之魚執行之其外年中到社御神役之御菜至守護從三月十月迄一ヶ月ニ一度之御菜相動、知行仕来候事。從異國御對治以來更不私御事候。如此異于他御神秘子細之處、奈多村衆企新儀候事、且者奉輕御神禮、且者御守護御不知案内と相存、期爾之被申事無勿牴候。神者不賣給非例之条、御憲法之以御執沙汰可被加御下知御事奉仰候。

一奈多より被申分、内海寄船之時、色々入組被申候哉。更其当座者於海上者御師見合次第、荷物船道具等給儀候。寄船之事者其浦ニよつて御領主從守護家御存知之事候事、為浦仁不相相論候事、網代不相構御事候事、毎々より寄船相論之子細共難御座候。右如申更為弁差不及申上候事。

一從奈多、箱崎舟網等留置之由被申候哉左様之時者為此方も其返答仕候段、是又不及申上候。既博多津四郎左衛門と申者ニ為此方ゆるし置候船之権を、奈多より武丁取申候時も、則時ニ奈多船のろ五丁取返仕候。則奈多へ申合候博多船網を式帖、右問前ニ為此方押取難焼捨申上候乍、勿論從奈多免角不申候事。

一從姫兵到奈多、三年二度、酒肴ヲ違候由被申候哉。海上之儀、為箱崎浦衆依堅加制止、奈多浜ニあかり候て網を引候故候前ニ為此方押取難焼捨申上候乍、勿論從奈多免角不申候事。

一志賀と奈多外海相輪井尾と布船寄之儀被申候哉。外海之事ハ更为此方無申候事。

一小原遠江守殿御代、二奈多船やかて村前にて網を引候處、内海之事、箱崎浦衆依進退、則網を押取候處、從奈多到香椎變上沙汰候。當浦依理連結句、奈多之弁指、於香椎數日被擋置候事、無其罷候。其時從奈多到宮崎浦衆被申事ニハ、むかへの浜網代之事、可委仕之由、始中終懸望候間、右之觸ヲ到奈多返進候事。

右殊々、御尋者、罷出旨趣可遂言上候。從奈多以訴狀被申上候間、從此方茂同前可申上之由、上意候余、大方如此認上進候。可然様御貴客御被露奉仰候。恐惶謹言。

弁差助左衛門尉

天正四年
七月廿一日 同 次郎右衛門尉

家続 在判

家久 在判

御守腰役
田尻弔正忠貳

箱崎弁差

八月六日

明暦元年

箱崎浦
網頭中

寛文九年

上野彦左衛門

九月十一日

同弁差

藤 次郎右衛門

「箱崎浦網頭中より奈多浦弁指与右衛門免化状等」（資料番号：62）

写之早

〔註〕 正文は存在せず。ほほ同文の写しが山崎家・番組官にもある。

ここでは当館のものと山崎家のものを原本とした。なお本文書については検討の余地あり。

「乍恐申上ル事」（資料番号：63）

一箱崎浦之儀、前々より内海の網代、何方ニ面も網引申事、其紛無御座候。然處、開加右衛門様御浦御奉行之時、浦々之様目御改ニ付而、内海之儀ハ、箱崎網代にて御座候通り書上ヶ申候。内海之儀ハ何方ニ而も、箱崎・博多・福岡・姪濱入乱、網を引申候。取已き、箱崎浦之儀者、西風北風之時者當浦前ニ而網引申事、一切難成所ニ而御座候間、先年より、おく和白尻・唐原尻ニ而引來申候。殊ニ御前御者御用之時者彼所ニ而取候而あけ申候。

然所ニ、今月十六日ニ、和白尻ニいわし見へ申候ニ付而、おき中より網をおろし、和白尻ニ引よせ申候処ニ、奈多浦之者共、一同ニ船ヲをし出、引こみ申、いわしを網の袋もとをもちあけ、いわしを告追出し、網を立まわし、いわしを引取申候。又当浦七郎兵衛・正左衛門と申者、右前二網を引申候ヲ、奈多浦之理リ申候。為後日一筆如此二候。以上。

者共、網之内へ船ヲをし入いわしを引取申、狼藉仕候事。

一当浦孫兵衛・市右衛門と申者、船ニ取置申いわしを、奈多浦之

者大勢取寄り、すくひ取申候。何とて加様ニらうせき仕候哉、

箱崎浦之儀者、前々より内海何方ニ而も網引申事、紛無御座候と

申候へ共、奈多浦之者共無躰ニをしかけ、いわしを取申うへ、

銚々杖を持、私共ヲ打可申と仕候を、私共申候ハ、いわしを取申

うへ打申、ばつ二とく何本とも打申候へと申候而、此方ハ少茂

かまひ不申候事。

一内海之儀者、網代何方へも御座候へ共、おく和白瓦・唐原尻二

而網引不申候へ、難成御座候矣、先年より引來リ申候事、其紛無

御座候。此段ハ、博多・福岡・姪浜、浦々之者共能存候。其

上、奈多浦者網代外海ニ御座候へハ、内海ニ而網引申事、前か

とハ無御座候へ共、近年内海にて網引申候。前々のことく、内

海ニ而奈多浦者共、網引不申候様ニ被仰付可被下候事。

右之條々被聞召分被仰付可被下候。以上。

寛文九年

八月廿二日

箱崎浦弁指

(資料番号5は、卷4と同文)

箱崎浦中

元文五申三月

大音彦左衛門

江戸御供

立花勘左衛門 善利

吉田六郎太夫 善利

郡正太夫 善利

「御詔文等」(資料番号卷4)

福岡・博多・箱崎・姪浜・奈多。

一内海大掛境戸崎より内前格之通入相ニ漁可仕候事。

一右五ヶ所地所抱支配之儀へ前々通境目を極メ可申候之事。

一他之抱地ニ干鰐等仕候之節者、浦並法之通互ニ演口錢可指出候之事。

同 七郎兵衛
孫兵衛
同 市郎左衛門

村尾仁左衛門様
山本八郎左衛門様

同 村百生
二郎右衛門
同 正左衛門

「當浦内海漁仕候分書上申事」(資料番号卷6)

一鰯たこ目

右瀬之外、内海諸道具所持仕不申ニ付、漁政不申、少茂相達不
申上候。為後年審物如件。

寛保二年三月

奈多浦頭百生
勘七
彦八

一品數

市右衛門 同
清九郎 同
惣七 同
助六 同
惣七 同
清右衛門 同
嘉右衛門 同
六右衛門 同
傳右衛門 同
助六 同
惣七 同
清右衛門 同
嘉右衛門 同
六右衛門 同
傳右衛門 同

同 同
利八
次助

一品數

市右衛門 同
清九郎 同
惣七 同
助六 同
惣七 同
清右衛門 同
嘉右衛門 同
六右衛門 同
傳右衛門 同

御浦方

御役所

前書之通、奈多浦ノ審物指出本書、役所江取置、寫相渡候。後
年出入之儀在之間鋪事。

船橋七郎右衛門①

一握り柄一はり

寛保二年四月十一日

木山安兵衛②

箱崎浦人中

右之通り書上申候處、相達無御座候。

安永五年

申十二月十六日

庄屋 貞六殿

大右衛門

傳右衛門

組頭 藤助殿

六右衛門

傳右衛門

與七殿

惣七

同

右之通り本書ハ御役場附ニ相成候事。

同

一品數

次右衛門 判

組頭 藤助殿

與七殿

同

善三判

立網中間控

組頭

貞次職

一左人數、前々より目廣網・ゑひ網二品種分有之、目廣網ハ六拾抱

二相極メ居申候處、近年數十抱^(既下同)立候ニ付、諸網持中より相障リ

候段、口上書を以申出二相成候得共、一統不滿之折からニ而、

目廣網立方相減候段難申付、且諸網持中より申出之趣、是又尤ニ

聞得何様ニ茂才判難申付、大庄屋元へ相伺候處、福間浦庄屋八

次郎殿・弘浦庄屋喜助殿出会、以來左之通ニ相極リ候事。

一目廣網

当浦人家下ろ才戸崎見通シより上土之方、八拾抱限リ。

一ゑひ網

右二品

此外、かれい立場所、がた干共遠處。

次助
権次
源次
半三
惣四郎

天保二年九月十一日
右之通り御役場へ書送リニ相成候事。

大庄屋
宇左右衛門殿
次六殿

箱崎浦立網持中乍恐奉申上口上覺

同

喜三次殿

立網中間控

一私共先祖より立網株相続仕、漁業渡世仕居申候。申浦之儀ハ前々

より新規之漁業仕候儀ハ決而相成不申段ハ、漁人中是迄相互ニ示

合居申候。然ル處、先之庄屋良助殿在勤中、小網持之内より若式

般向、右之網相増、漁事仕候ニ付、私共より相障リ申候處、已前

より仕来不申漁事故、其節ハ組頭殿を以相断り、扱を以鳥賦付柴

之間網六拾抱立させ吳服模取扱御座候得共、私共何れも承知仕

不申、三十抱イハ立させ可申段相答申候得共、押而扱ニ付、右

之通り六拾抱之處承知仕、是迄相互ニ漁事仕来居申候。根元當

浦立網株拾芥御座候處、送々家にかり仕、只今芥数も相増候

内ニモ、かなり之者も御座候得共、不如意者居チニ御座候。時

々之漁具仕留等も行届不申、然ル處、其後又々小網持之内より

三般向余分之網相増、法外之漁事密ニ仕候者御座候儀ハ、私共

中間内之者何レも見聞ニ及居申候得共、前文之都合ニ而、手元

ハ行届不申、其儀ニ指置申候處、只今ニ至リ候而ハ五六般向も

出来仕、私共漁業甚難波仕候ニ付、無難相障リ申候處、様々之

儀ヲ申立由ニ而、並も相對ニ而ハ届合不申段、組頭殿より受、双方中ニ而、尚又小網持中ハ、已前より之當浦漁業作法之儀ヲ論

有之候得共、一翻承知不仕模様ニ御座候。只時強勢イヲ以、何

網ニ而茂相仕立、漁事ハ出精勝チ杯と申心得共ニ而ハ有之間敷

哉と奉存候。勿論小網持余分之網立ル事相成不申段ハ前ニ申上

候通りニ御座候。先ニ庄屋良助殿在勤中、立會之頭頭も未夕

西三人も存生ニ仕居申候ニ付、御調子被仰付候ハ、明白仕儀ニ

御座候。前段之通り六拾抱さへも不承知仕居候處、只今之通り

猿ニ相成候而ハ、古來ル之作法も相崩、且ハ、私共甚難波ニ指

及居申候。相互店私ニ漁業渡世仕度奉存候。御用御半奉掛御厄

介、甚以奉恐入上候得共、已前之通り小網持立候網ハ六拾抱

二御様メ被仰付可被下候。此段宣敷御才許被仰付可被下為下候

様、偏ニ奉願上候。已上。

箱詰油

立網持中

天保二年
卯十一月

右立網間中
惣 拡

以上の文書の年代は次の通りである。

卷1 天正四年（一五七六）
卷2 明慶元年（一六五五）

卷3 寛文九年（一六六九）

卷4 元文五年（一七四〇）

卷6 寛保二年（一七四二）

卷7 安永五年（一七七三）

卷8 天保二年（一八三一）

これらの文書は、博多湾の漁業に関する文書として最も古いものである。したがって、今までに知られていなかった多くの問題が提起できる。

まず、海の支配に関する事であるが、博多湾の漁業権を香椎宮が持っていたのではないか、ということである。資料卷1の、「陸之事ハ為其御領主諸々御進退之事候」「鳴々浦々瀬數を教給弁差を被任」「神役一會ニ網四十八疋云々」「御神役之御葉云々」等の文言

がそれを感じさせる。中世以前において、宗像神社が宗像一帯の海域の権利を持つていたことによって榮えていたのと同じように、香椎宮も柏原郡一帯から博多湾にかけての海上の権利を持つていたと考えてはいけないだろうか。但し、博多湾内には、今ひとつ住吉神社があり、同社と関係の深かった能古の白嶽神社、姪浜の住吉神社等の存在、あるいは志賀島の志賀海神社等もあるので、軽々しくは論ぜられないが、志賀海神社は、香椎宮と一緒に、あるいは志賀島を含む外海の漁業権。住吉神社は、香椎宮と湾内の権利を二分しているか、あるいは漁業権と航海権に分けて、その内の航海権を持ってい



いたのどちらかが考えられる。箱崎浦は、中世以前において那珂郡であったというが、慶長以前のいずれかの時期に柏原郡に編入（福岡地理全誌）されたのは、漁業に関する利害からではなかつたらうか。

次に、「御菜」ということばであるが、江戸時代において、漁民の主たる税金は「御菜銀」であった。他に「水夫銀」等もあったが、これは水夫が藩の御用に実勤する場合は課せられなかったので、御菜銀が主税であったと考えてよいだろう。「御菜銀」は農民の米中心の税に対比することはあるが、中世において、箱崎浦が香椎宮に物納したような事例は、近世の藩に納める時代となると距離的に不可能となり、金納へと変化していくと考えられる。その御菜銀の源流が中世以前にあったということを資料1は示すのである。

御菜銀は、江戸時代次のように課せられていた。

安永六年（一七七七）

新宮蒲船改帳（金内文書より）

商船八艘石数七百五十五石御菜銀

福間浦

一銀百五拾五匁分ハ

漁船三拾三艘御菜銀

一銀百六拾五匁ハ

散波船壹艘御菜銀

一同式匁ハ（宗像郡の各浦分があるが略）

商船及び漁船は石数に対して課税され、漁船の場合は一般にに対する課税である。商船は十石につき二・二匁であり、漁船は一般に付五匁である。

箱崎浦の場合、明治初年で、四〇石積一般、漁船七八艘、小漁九艘であるから、

$$\text{漁船 } 2.2 \text{匁} \times 4 = 8.8 \text{匁}$$

$$\text{船 } 5 \text{匁} \times 78 = 390 \text{匁}$$

$$\text{小漁船 } 2 \text{匁} \times 9 = 18 \text{匁}$$

$$\text{計 } 416.8 \text{匁}$$

ということになる。江戸時代から明治にかけての漁船の変化を考えられないから、この四一六・八匁という銀高は、江戸時代を通してほぼ不变であったと考えられ、資料篇1に示された御菜と一致する金額であろう。

「弁指」の語も、福岡藩では江戸時代中期まで使用されているが、古くは弁濟使に由来したと思われる。「日本国語大辞典」（小学館）によれば次の通りである。

弁濟使。平安時代以後、国衙領や一部の莊園に私的に設置され

た役職の一つ。貢納された租米を計算し処理する役。九州地方に多い。

弁指。弁濟使の変化した語か。近世、九州地方で村役人などの有力者をいう。また、ひろく漁獲作業の指揮をとる者、また、浜

の部落の区長をいう。

資料篇1の場合、天正年間における弁指の語の使用を示すものであるが、これがどういう役職を指す語であるかは明らかではない。

江戸時代中期において、浦の役職としては弁指のほかに庄屋・触口・組頭・頭取等があるが、弁指がこれらの役職に相当するかどうかについては諸説がある。筆者としては庄屋に相当するのではないかと考えるのだが、安川義氏は不明という立場を述べられない。弁指の語を他の文書に求める、「浦廳令條」（貞享二年一一六八五）には

浦崎江諸法度申付観

一所々有御制札之趣 弁指頭分之者ら申聞置へき事。

とあり、新宮の金内文書では

明暦二年 弁指・頭百姓

元禄十四年 弁指・頭百姓中

宝永六年 弁指・頭百姓中

正徳五年 庄屋・

元文三年 触口

天保十四年 庄屋・組頭

(第前國方史料第一集 古文書を読む会)

とあり、文書の内容から、浦の重要な役職であることは明らかであるが、何れと断定することは、やはり困難であろう。

漁場については、江戸時代初期以降、浦々の多くが、特に隣接する浦との境界争いを演じている。少しでも多くの漁場を得ることのできた指導者が、その浦の恩人として、いつでも浦人の心に残っている。こういう例は、筑前海城で数多く見ることができる。

箱崎浦の場合、隣接する浦が奈多浦であったから、奈多浦との争いに関する文書が多いのは当然である。しかも、箱崎浦の立場で書かれた文書であるから、箱崎浦に有利に書かれているのも当然であるが、博多湾内における漁業権が、箱崎・博多・福岡・姪浜、それに奈多であったということは意外であった。

江戸時代末期、博多湾内の浦は、弘・志賀・奈多・箱崎・伊崎・姪浜・横浜・残島・浜崎・今津・宮浦・唐泊・玄界島の十三浦であった。このうち、残島・横浜・宮浦は漁業を行っていないのだが、それが江戸時代初期からであったであろうことを資料版4は証明する。さらに、弘・志賀島・唐泊は外海の漁業であるとしても、浜崎・今津の漁業がどうなっていたのかという疑問、元和年間にすでに始まっていたという伊崎浦の漁業はどうなのかといふ疑問、博多が浦ではないにもかかわらず漁業を行っていた事実等もはっきりさせてくれる。

そこで、伊崎の場合であるが、資料版4のいう漁業権とは、網による漁業を指すのであって、一本釣りのような漁業は漁場とは無関係であったのかもしれない。もっとも、伊崎浦の場合は御用浦であ

つて、博多湾のどこでも魚を取る権利を有していたから、漁場の権利などという争いから除外されていたのであろうし、網を持たなかつたらこそ、争いもなかったと考えられる。

浜崎・今津の場合は、宝曆年間までは運船浦であったが、運船業を禁止されたことによって、それ以降漁業に転じたと思われる。最後に奈多であるが、資料版1・版3にあるように、奈多の漁場は元来外海であったと考えるべきであろう。中世において番椎宮の支配力があった時代には、漁場の分配も外海と内海にはっきりと分けられていたのであろうが、漁業の条件としては内海の方が有利であつたであろうから、政権の交代を期に奈多浦が内海への進出をはかったもの当然であろう。但し、資料版6にあるように、外海の漁場を持つていて、箱崎浦のように内海だけの漁場しかない浦と区別されるのも当然であった。なお、奈多浦の博多湾内における漁業権は現在も存在している。

以上のような事実をふまえて、今日の漁業と昔の漁業の類似点、あるいは相違点を尋ねに旧知の西浦の柴田松之助老を訪れたのだが、中世以来今日まで、漁業の基本的有り方は全く変化していないといふことを教えられた。

例えば網であるが、資料に登場する網に関することは次の通りである。

おき中より網をおろし、和白尻に引き寄せ申し候處に奈多浦の者共一同に船を押し出し、引きこみ申し、蠣を網の袋元を持ちあけ、蠣を皆追い出し、網を立まわし云々

同 稲7 立網・操り網一はり・目廣網・ゑひ網・網株・小網持・立網株

以上のことばの内、今日使用されていないことばは、目廣網（意味も不明であった。）と小網持くらいで、あとは全部生きたことばであり、網の状態などは今日と全く同じであるという。ここには登場しないが、玉筋魚の房丈網などは、江戸時代の中期、姫浜あるいは唐泊の者の発明した網といわれているが、今まで行われている漁法である。

さらに、網の株の有り方も変わっていないことのひとつである。

箱崎や姫浜では、浦のことを網屋と呼ぶ。また、全国的にも漁業の中心的人物を網元と呼び、船持ちは呼ばない。江戸時代以降、網は漁業の中心的存在であったのである。ところが、北陸や東北地方

方の網元が資本的に強大であったとの比べて、筑前海域、特に博多方の網元が資本的に強大であったという話を聞くことは少ない。それは、資本が適当に分散されていたことに由来するようである。

大きな網になると、大きな資本と大勢の漁師が必要である。箱崎浦の場合、約八十戸の内、立網持ちが十人と操り網一張りを六人で共同所有しており、この他に小網持ちと称する者が何人も居たようであるが（明治初年には三八張。地理全誌）、唐泊の話を聞くと、網の漁に参加する者は、その大多数が多少なりとも資本の参加をしているのである。このようにして獲れた魚は次のように分配される。

網 三割。あとの七割を船一艘一人役と参加した漁師の数を加えた数で均等に分配する。（柴田松之助氏談）

このようにして分配された金額の多い少ないは持ち株と船の差だけということになるが、実際には、株を持つための金を貸すという行為が行われていたようであるから、その金利が網元と呼ばれた人の収入となっていたようである。しかし、不漁の年など網元は年越の金や日常の米の手配まで心を配ったともいう。

博多方内のこのような漁業の在り方に、今日的なものを感じるのは、やはり、博多や福岡といった都市に近く、漁民のひとりひとりに、他の地方と比べて、より多くの経済的知識が内在していたからではないだろうか。

この他、資料五に見える「鳥賊付業」も今日行われている漁法であり、柴には、つげやつづじを使用している。このつげなどに石を結び、海底に沈め、鳥賊がそれに卵を産み付けに来たところを獲

るのである。

おわりに、これは「筑豊沿海志」で箱崎浦が胸を張っていることであるが、資料卷7に見えるように、漁場の保護を願い、末永く漁業ができるよう網の数を制限し、獲り過ぎることは、必ずしも良いことではないと言っている点を特筆したい。現在、博多湾といわず全国的に、海の汚れと、大量捕獲による沿岸漁業の衰退が進んでいることを思えば、百数十年前に箱崎浦が行った提言と、しかも、それを実行した炯眼に敬服せざるを得ない。

資料卷1に見える博多湾内の漁の名前の多くはまだ確認できない。勿論、名前が変わったこともあるのだろうが、破壊されている場合もあるだろう。ただ単に歴史的事実をふまえるということだけではなくしに、先人の提言を、新しい方法論をとおしていま一度見直す必要が痛感される。

なお、山崎文書には、ここに引用したもの以外にも、重要な文書が多數あるので「山崎文書目録」のうち、明治四年以前の文書と思われる文書から抜粋して次に載せる。

- 9 宽政三年亥正月 朝鮮人來朝主水夫賣錢手当軒別毫文切錢板
長帳 一冊
- 10 宽政六年寅六月 箱崎浦庄屋組頭乍恐申上候口上之覺

(卷紙 一通)

(以下年不詳)

13 文化十四年丑卯月吉祥日	山崎喜平八傳百前心願成就連歌一百首	横折紙	長縦(包紙入)
15 文政六年末三月	名寄帳 書冊	一冊	
21 天保十一年子正月吉祥日	大福帳 小横帳	一冊	
22 天保十三年寅三月	諸願諸指出帳	一冊	
23 天保十三年三月	伊崎浦源石翁門乍恐御願申上候口上之覺	卷紙	一通
24 弘化五年申酉正月	大宝根帳 小横帳	一冊	
25 嘉永二年三月	表柏屋源箱崎浦宗旨御改帳	書冊	一冊
29 嘉永四年亥正月	大福帳 小横帳	一冊	
33 嘉永六年丑正月	箱崎浦庄屋喜平喜山崎宗作庄屋手伝仰付書	一紙	一通
35 嘉永七年寅七月	箱崎浦大庄屋格喜平慶狀	切紙	一通
36 嘉永七年寅閏七月	長崎表三立非常水夫賣錢浦足分書上報	長帳	一冊
39 安政五年午七月	箱崎浦經義浦入会一件浦役所附	卷紙(包紙入)	一通
40 安政五年午十二月	箱崎浦庄屋組頭乍恐奉願上口上之覺	一紙	一通
42 万延二年辛酉正月	大福帳 小横帳	一冊	
49 廉応二年寅三月	箱崎浦地曳繩持中乍恐御願申上候口上之覺	卷紙	一通

68	67	66	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	三月	箱崎浦組頭喜平銀子取上表状 卷紙	一通
丑	三月	山崎喜平一代苗子御免印渡書 切紙	一通													
丑	十二月	箱崎浦庄屋大庄屋格山崎喜平出個表状 切紙	一通													
子	正月	箱崎浦庄屋大庄屋格山崎喜平並庄屋手伝助 又六久右衛門御酒頂戴	一通													
三月	箱崎浦庄屋大庄屋格山崎喜平退役表美銀仰 出書	一通														
三月	山崎宗作浦庄屋仰付書 卷紙	一通														
午	十月	箱崎浦庄屋山崎宗作御級物・御酒頂戴仰渡 書	一通													
申	正月	箱崎浦庄屋山崎宗作分納調子方仰付書 切紙	一通													
亥	正月	箱崎浦庄屋山崎宗作大庄屋助仰付書 卷紙	一通													
丑	十月	箱崎浦庄屋山崎宗作拜謝子方仰付書 切紙	一通													
寅	正月	箱崎浦庄屋山崎宗作大庄屋助仰付書 卷紙	一通													
寅	十一月十二日	箱崎浦庄屋山崎宗作大庄屋助退役表美銀仰 出書	一通													
寅	六月	博多船改所古新宮浦大庄屋宛箱崎浦整綱 件書狀写	一通													
酉	正月	箱崎浦百姓中乍登奉願上口上之覽 捲紙	一通													
82	80	84	83	85	86	87	88	89	90	91	92	78	(仮) 五人わり(後久)	箱崎浜地図 長帳	一枚	
明治二年三月	表柏屋郡箱崎浦中宗旨御改帳 書	一冊														
明治二年八月	拝儀火割改并用寸志達出候者同様受之者 覺悟	一冊														
明治二年十一月	表柏屋郡箱崎浦庄屋組頭乍恭御願申上候口 上之書	一冊														
明治二年巳十二月	(仮) 箱崎浦百姓上 長帳	一冊														
明治二年巳十二月	貧困人助合金請渡帳 長帳	一冊														
明治二年二年	日雇控帳 長帳	一帳														
明治三年正月	貧福五段書上井御救助米割渡 長帳	一冊														
明治三年正月	御救助并御下米共割渡 長帳	一冊														
明治三年三月	表柏屋郡箱崎浦宗旨御改帳 御救助并御立帳 書	一冊														
明治三年三月廿九日	御下米配当代錢取立帳 長帳	一冊														
明治三年四月	当浦貧福四段書上益 長帳	一冊														
明治三年五月二日	御救助米割渡并安禱米數方 長帳	一冊														

94 明治三年午六月七日 藤森米割課并かじめひじき御改助割課覺
長帳 一冊

95 明治三年午七月九日 御社下唐米蒸米割并代錢取立帳
長帳 一冊

96 明治四年三月 表柏屋郡稻崎浦人払帳
書冊 一冊

97 明治四年三月 表柏屋郡稻崎浦宗曾御改帳
書冊 一冊

能古島白鬚神社の宮座

佐々木哲哉

はじめに

民俗資料の収集・保存には、一般に「民具」の名で呼ばれている、生活用具を中心とした有形民俗資料（文化財保護法では有形民俗文化財）にあわせて、日常生活の風習や行事慣行など、いわゆる「風俗習慣」の概念でとらえられる無形民俗資料（無形民俗文化財）の記録保存が欠かせない一面となっている。

当館における本年度の収集活動もその両面を意図して行われて來たが、ここでは記録保存の意味で、無形の分野から市内西区能古島白鬚神社の宮座慣行について調査の概要を報告する。

宮座は中世以降とくに発達を見せた村落祭祀の一形態で、村落の形成やその組織と深いかかわりを持つばかりでなく、献饌を中心とする儀礼には、しばしば神の祀りの本質にかかわる要素が残留して

いるという点で、極めて注目すべき伝承慣行となっている。福岡県は全国でも有数の宮座伝存地域に属し、戦後かなりの崩壊現象をみせているとはいうものの、いまなお県内の各地域で、古格を維持した宮座が継承されているのを見ることができる。能古島白鬚神社の宮座もその一つで、とくに産子によって丹精をこめて開設される神饌と供え物には、神供の典型ともいべき要素が具備されており、宮座儀礼もまた隨所にその本質的な部分を残し、伝承の確かさを示している。さらに注目すべきことは、ここに見られる神饌や宮座儀礼が、ひとり能古島だけに限られたものでなく、現在の福岡市域を中心とする筑前北部沿海地域にも、かなりのひろがりを見せていたのではないかと思わせるふしのあることで、もしその点の裏付けができるれば、この地方における宮座の典型例として、さらにその資料的価値も深まるものと思われる。そのことについては、いま少し近

勝の調査を経たうえで、後日の比較に俟ちたい。

(註)

(1) 慣用語の「村氏神」、「氏子」にあたるものと、北部九州では一般に

「魔神」、「巫子」と表記している。

能古島と白鬚神社

能古島は博多湾のほぼ中央に位置し、文献上では能許・能臣・能舉・能古・残とさまざまに表記されて来た。南北三・三疋、東西一・八疋、周囲約九疋、島の最高点が一九五尺、福岡市西区姪浜から約四疋、渡船で一五分という至近距離にあるこの島のことを、貝原益軒は、

朝野群載には那珂郡とし、藻鹽草には志摩郡とす。共にいたがへり。此島は早良郡の正北にあり。那珂郡、志摩郡にはへたりたりぬれば、早良郡に屬すへし。故にいまは早良郡とす。福岡より海上一里あり。島のめぐり二里二町十三間あり。東西十五町、南北三十町、高さ一町廿四間、満山芒を生す。村人是を刈取て家庭とす。是を貰者は屋のふきかやとし、薪とす。村中に白鬚大明神の社あり。是住吉の明神也。村翁の説に、神功皇后異國より御朝の時、此島に住吉の神靈を廻し留めて、異國降伏をいのり給ふ。よって殘島といへり。いにしへは此島に牛の牧有し由。延喜式二十八卷に見えたり。(筑前國續風土記)

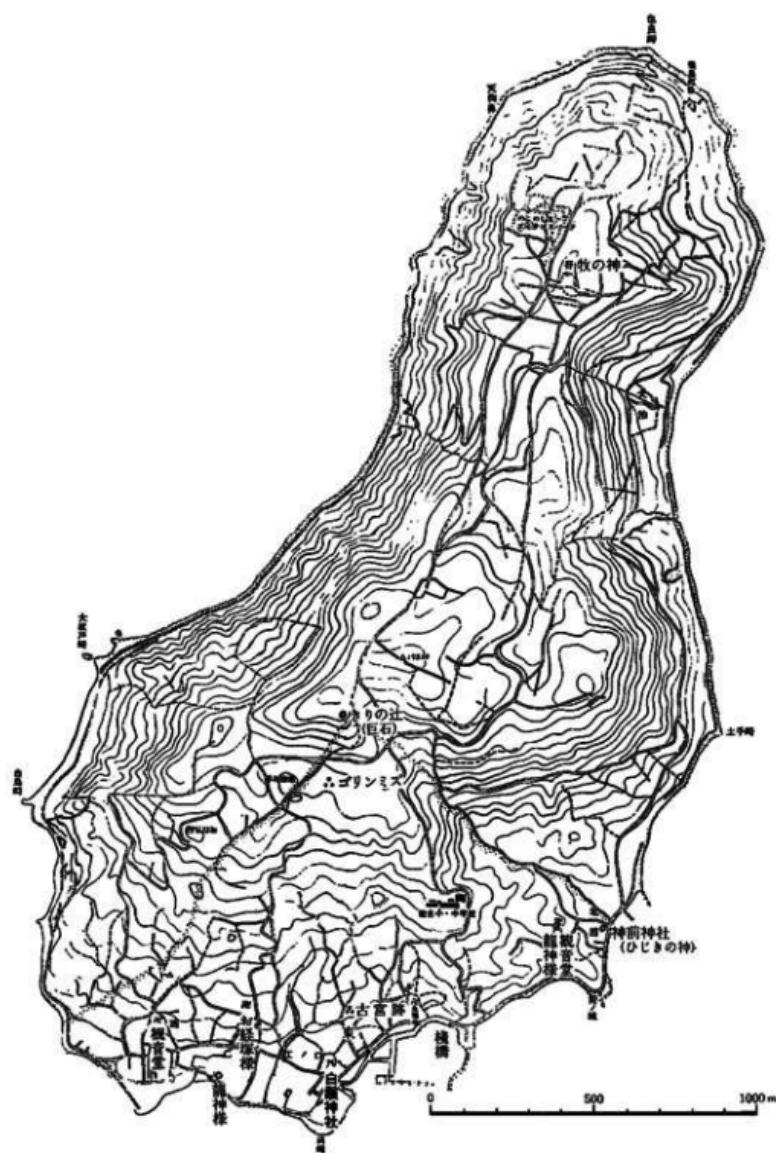
と紹介している。「蒲山芒を生す」という表現からは、荒漠たる山野が遠想されるが、絶海中津の「蕉堅葉」に、「題三野古島島傳房壁」として、

絶島一蝶、翠、扁舟數夜、絶、偶來幽隱地

とあるとおり、能古島は古くからの泊で、江戸時代には廻船業が繁盛を極めたところであった。島全体、頂部が平坦な台地状地形を呈している中で、南端の砂洲上に僅かな水田と集落が開け、そこに波止場がある。集落は江ノ口を中心に挟んで両隣を東・西と呼んでいる。これとは別に、波止場の北寄りにやや離れて北浦と大泊の集落があるが、大泊は近代になって新しくできた開拓地集落である。いずれも島の南岸から東海岸寄りに位置して、現在では半農半漁の生活が営まれている。現在の戸数は二九一戸、人口一〇三四人、うち江ノ口四二戸、東六八戸、西七九戸、北浦四四戸、大泊五八戸となつてゐる。

白鬚神社はこの島の座神である(写真)。しかし、当然のことながら、その祭祀に加わるのは江ノ口・東・西・北浦の四つの字だけだ、大泊は名目上の座主と、いふにすぎない。

白鬚神社鎮座の由緒については必ずしも明らかではない。一応それを語るものに、享保二〇年(一七三五)九月望日の日付をもつ、稻留希賀の誌した「筑前州早良縣殘島白鬚大神本縁記」があるが、祭神に猿田彦大神・天細女神・八十社津日神・大直日神をあげ、



第1図 能古島全図

合殿に斯香神・住吉神を配祀すると記しながら、「白髮大神」の名儀については、近江國の白髮明神を勧請したものであるかどうか、「年代図書、難^{いづれ}以^て廟^廟樓^閣」つまり、よくはわからないとしている。

近江國白髮明神は、滋賀県滋賀郡の比良山麓、琵琶湖畔の旧小松村鶴川（現在は志賀町小松）にあって猿田彦大神を祀り、一名比良明神、近江國の地主神である。貞觀七年（八六五）正月從四位下を授けられた古社で、神事物（脣能）の謡曲「白髮」にも、明神が漁夫の姿で示現して勅使に社の縁起を語るという筋書きで登場しており、全国に散在する白髮社の根本社といわれている。

白髮神社を名乗る以上、能古島のそれも、一応は近江國白髮明神の勅請を考えるのが順序かも知れないが、福留希賣もいうように、にわかにはそれとくめ難い面がある。第一には、近江國白髮明神が能古島に勅請される必然性に乏しいこと、第二に、全国に分布する白髮神社のすべてが必ずしも近江の白髮明神を勅請しているとは限らないこと、第三は、能古島白髮神社が伝承の上でかなり濃密に住吉神とのかかわりを示していること、などの諸点である。先ず第一の点であるが、中央の著名な神社が地方に勅請される場合は、莊園鎮守神としてか、あるいはその信仰を唱導するものの関与によるかのいずれかであるが、能古島の場合莊園鎮守神ということは先ず考えられない。信仰の唱導という点では、天台宗の本拠地である比

飯山に近江の白髮明神とのかかわりがうかがわれるが、それともも、天台の徒がこの地方にまで積極的に白髮明神の信仰を唱導してしまったという、具体的な証拠は今のところ見当らない。第二の点では、例えば現在埼玉県入間郡日高町（日高郡高麗村）にある高麗神社は、朝鮮系の白髮明神若光を祀って高麗大宮大明神とも白髮大明神とも呼ばれる古社であるが、近江の白髮明神との関係はない。その影響で旧高麗郡の各村には二九社にものぼる白髮明神が祀られているほか、他の地方にも近江との関連をうたっていない白髮社がかなり見られる。そこで第三点の住吉神とのかかわりであるが、別表1に示したとおり、縁起書のほか江戸時代以降の地誌類では、すべてが能古島白髮大神の祭神に住吉神をあげている（ちなみに近江の白髮明神にそれが見られない）。

なかでも、貝原益軒は前述のように、「是住吉の明神也」と断定を下しており、それを承けて青柳種信も「筑前國櫻風土記拾遺」の中で、

宇佐八幡縁起にも、皇后（神功皇后）將征異國于時、白髮老人來奉導云々。老翁は住吉大明神也といへり。船魂神とて祭るも住吉神なるべし。猿田彦神と云は、後世神道者などいふ者の私言にして取るに足らず。近江國白髮神を猿田彦神と云によりて、近世のいすれかであるが、能古島の場合莊園鎮守神とするは大なる謬也。信すべからず。

表1 白髪神社の祭神・振末社（付寺院）異同一覧

出典	祭神	境内社・境外末社	神宮寺	その他
筑前國續風土記	住吉大神			
白髪大神本縁記	猿田彦大神 天御女命 八十粧津日神 大直日神（合殿） 斯香神 住吉神			
筑前國續風土記附錄	住吉明神 猿田彦命 志賀明神 神功皇后	境内社一祇園社 風神社 若八幡宮 熊野社 境外末社一山神二祠（ヤマノウエ・同所） 天神（ニシムラ）	神宮寺（舊洞禪宗） 養油軒（同）	
筑前國續風土記拾遺	住吉三神 志賀三神 神功皇后	山神社（茹坂社）八大魔王（西崎） 牧大明神社三社（荒崎 鮎ヶ瀬 床管谷上）	神宮寺（松尾山 金龍寺末） 養油軒（瑞祥山 金龍寺末）	
福岡県地理全誌	住吉三神 志賀三神 猿田彦命 神功皇后	振社一大山祇神社（平谷）神前神社（北浦） 末社一八荒神社 豊玉彦神社 大国主神社 若八幡宮 四宮神社 宮原神社 船岡神社 福壽神社 小社四所一枚神社（鉢窪） 大山祇神社（ムホン窪） 菅原神社（西） 龍神社（江口）	永福寺（本浦 松尾山） 養油軒跡（江口 明治四年廃寺）	
福岡県神社誌	神功皇后 猿田彦命 三箇男命 三少童命	境内社一祇園社 牧野神社 事代神社 八坂神社 若八幡宮 志々波神社 大山祇神社 末社一船玉神社 龍神社 天照大神宮 滿宮 御通宮 金比羅宮 若宮八幡宮 四宮神社		

る。

さて、その住吉神であるが、ツツノオ三神として最初に出現をみたのは周知のとおり記紀の神代卷で、イザナギノミコトが黄泉国の穢れを落とすために筑紫の日向の小戸の橋の橋原で禊祓をされた時に、ワタツミ三神とともに示現されたと伝えられている。ワタツミ三神は阿彌達が斎き祀る神で、のちの「日事本紀」では「氣葉の斯香神」。またそれに先立つて生まれた神に八十粧津日神・神直日神・大直日神があるが、さきの「白髪大神本縁記」（以下「本縁記」と略記）に掲げる祭神はこの所伝にもとづいたものといえよう。

住吉神が一度目に出現するのは「日本書紀」の「神功皇后紀」で、ここでは皇后の朝鮮出兵を援助する神として登場する。注目したいのは、神功皇后伝説になると八幡神とのかわりが密接となり、八幡系統の説話では住吉神の顯現と援助にさまざまの脚色が加わってくることである。その中で、住吉神が白髪の老翁として現われるのは、青柳種信の指摘にもあるとおりで、「八幡大菩薩恩讐訓」には「其形翁仙人之如シ」と見える。わが国の説話に神が白髪の老翁の姿で示現したと語る例は多いが、八幡系統のものには中国の神仙譚の影響がうかがわれる。そして、白髪大神もまた、白髪の老翁として示現した神をさす呼び名である。

ところで、この白駕の神について、柳田国男は各地に分布する事例から、水とのかかわりを持つ、水辺の神ではないかとの極めて興味深い指摘をしている。⁽²⁾ 柳田自身、主として、と断わっているように、全国の白駕社のすべてが水辺に祀られているとは限らないが、この・水とのかかわり、を持つ神を、住吉と置き換えてみたらどうであろうか。住吉の神はまさしくイザナギノミコトが中ノ瀬に禊祓された時に水底から示現された神であり、八幡信仰では海神としての中核的存在である。極めて大胆な仮説かも知れないが、全国に分布する白駕の神は住吉神の同体異称で、仏教の側からの呼び名が白駕明神、そしてそれを唱導して廻ったのが、石清水・宇佐系の社僧あるいは巫覡の類ではなかつたろうか。西日本の神業の中には「住吉」に白駕明神が付隨して登場するものがある。そして、近江の白駕明神に猿田彦神を付着させたのが、あるいは天台の徒であったかも知れない。

能古島白駕神社は、伝承ではそのむかし島の南端に近い嶺の頂に鎮座していたという。「きりの辻」と呼ばれるこの地点に、御神体であったと伝える二つの巨石があり、その麓にある集落の入り口に、古宮の地名を遺している。古い巨石信仰である。そして、島自体は博多湾のほぼ中央に浮かび、古い時代に那珂川の河口が深く入り込んだ浜辺に鎮座していたと伝える古宮からは、海外を望見する位置にある。海に面して位置する古社が、その沖合にある島に

神靈の最初に倚りついた場所を想定するのは、極めて自然の発想で、益軒のとりあげている村翁の説の「神功皇后異國より御歸朝の時、此島に住吉の神靈を残し留めて、云々」いう伝承も、伝承感覚のうえからはあながち否定できない面を持っている。さらに今一つ、住吉宮を雨に遙か離れて、那珂川の上流に近い筑紫郡那珂川町仲（旧那珂郡安徳村大字仲）にある現人神社が、ツツノヲ三神を祀り、地域の古社として、伝承の上でも住吉宮との並々ならぬかかわりをのぞかせていることにも注目したい。すなわち、現人・住吉・白駕の三社を置いてツツノヲ三神を考えるということで、その場合、さきの朝野群載における、那珂郡殘島も、單なる誤ちとして見逃せない意味を持つて来るようと思われる。

白駕神社の考証に思わず紙幅を費す結果となつたが、これまでさまざまに疑念を持たれて来た能古島白駕神社の伝承に、一応の整理を試みたのはかならない。しかし、由来はともあれ、白駕神社が能古島に住む人々とともに、長い歴史を歩んで来た産神であり、この島の守護神であったことに変わりはない。そして、その島の人びとの、長い間の祈りが刻みこまれているのが、これからとりあげようとする宮座である。

〔註〕

(1) 比叡山が始まる時、沢尊が比良明神に誇ってこの地を境界地と定めたとか、比良明神が最澄に託宣したとかの伝承だけではなく、この地が聖護院門跡領となつた時期もある。

(2) 「女性と民間伝承」で、「白鬚といふ神は、東京でも向島の堤の上に祭っているやうだ、主として水辺の神でありまして、近江の湖水の岸に於ては、七度まで北海の田野であったことを記憶したまふ神と古くから信じられました」と述べ、東北地方で昔の一番大きかった洪水を白鬚水・白鬚水と呼んでいたことをあげている〔金葉〕第八卷四二九ページ)。

(3) 高田茂廣氏の御教示による。故老の説に、岩上にいま一つの小さな石があり、それが夜になって光ると海の荒れることがしばしばであるが、島人は神をおろそかにした罰であろうとおそれ、人家の近くに移して祀ったのが現在の社地(江ノ口と東の境界地)であるという。

(4) 安藤村は「日本書紀」における(製田浦)の伝説地で、神功皇后に付添つて来られた住吉神が、人間の姿になって示現されたところから、現人神と称し、現人神社と名付けたと伝え、祭神にツツノヨ三神を祀っている。

例祭のうち、一月の「おまつり」は、江戸時代に一月一〇日(「本縁起」)現在では一月二八日と、その間に祭日の移動がみられるが、「おくんち」は陰曆・陽曆を通じて一〇月九日で一貫している。陰曆一〇月は神無月で、各地とも祭事の行われない月になっているが、能古島で「おくんち」と称しながら陰曆九月の行事を一〇月に持ち越していたのは、漁船業に生業の比重がかかるといったこの島の特殊事情が考えられる。

そして、年間祭祀の中心はこの「おくんち」における。もちろん、漁船業のほかに、小規模農業も営まれて來たので苗代振り・さなぶり籠など、農耕儀礼にもとづく神事も神社で行われ、一月の「おまつり」も産子の代表者が参列するだけの簡単な祭典ではあるが、水稻・畑作のすべてを含む収穫感謝の霜月まつりについている。それらすべての祀りを総括する意味を持っていたのが、この「おくんち」の宮座であった。

白鬚神社の宮座

白鬚神社の例祭は、現在一〇月九日と一月二八日、前者を「おくんち」、後者を「おまつり」と呼んでいる。島の故老の伝えでは、

本来ならば年二回の祀りが當まれる筈であるのに、白鬚様は老齢で耳が遠く、それを二回と聞き違えたため、年二回になつたといふ。そういわれながら、一方では、以前は正月七日にうそ替えと鬼すべの行事が盛大に催されていたのが、火災の心配から昭和初期に廃止されたとも聞く。

宮座の組織と役割

宮座には、島中の全戸から戸主の参加するのが原則であるが、準備その他はすべて江ノ口・東・西・北浦の四つの字単位で行われ、前述のように大泊だけはこれに加わっていない。各字ごとに二名、合計八名の信徒總代がいて、宮座を含むすべての年中祭りの世話役を勤める。任期は一応三年と定められているが、必ずしも重任を妨

げず、神事に経験を積んだ年長者が推薦される。宮座の座元は字ごとに一軒ずつの合計四軒が選ばれてそれにあたり、トウ（当、または頭）と呼ぶ。世襲の神家制をとっていないために、字ごとの持ち廻り、または戸主の年齢順（トシガシラの順）がたてまえで、一生に一度はトウを勤めねばならぬものとされていた。トウから子ども（字盛）といつて、字の協議により他の適当な家に頼んで引き受けてもらい、費用・準備万端については共同責任とする。毎年宮座の前日に、後述する神鏡づくりのあとで字ごとに翌年のトウをきめる話し合いがなされ、宮座の終わった翌日にトウ渡しが行われる。トウを引き受けると、翌年の宮座が終わるまで身を慎しまねばならず、以前は穢れを避け、穢れを祓うための厳重な斎戒が課せられていたという。

宮座の日程と事前の行事

宮座の行事は、トウにとっては深蓄という形で前年の宮座の終了時点から始まっているわけであるが、字の人びとが実際に参加するのは一〇月一日のシメナ（注連縄）からである。その日程は名字とも、

一日 シメナイ 四日 シメオロシ（注連下ろし） 八日 キリモリ（初盛） 九日 宮座 一〇日 トウワタシ
という順序で進行する。

一〇月一日のシメナイは、午前九時ごろから各字の信徒継代八名が白壁神社の拝殿に参集して行われる。経験を積んだ故老が指揮して、

鳥居の大注連 一本 拝殿前面の注連 一本 拝殿のウチマワシ（拜殿の外廻りに掛ける注連）十一尋一本 束社の小注連一本

別に各字ごとのトウ元の門注連と床の間に掛ける注連が四本ずつ、御供炊き用いるオキヨウミズ（湯き水）のところに掛ける注連四本が調製される。注連には新葉を用い、左端（左端）で七・五・三本の足を垂らす。できあがった注連のうち、神社および束社の分はその場で掛け、あとは各字に持ち帰る。午後一時ごろ、シメナイが終わると、四つの字のトウから酒と取扱が運ばれ、総代（世話役）に対する簡単な慰労宴が持たれる。

四日のシメオロシは、早朝に字ごとのトウ元で行われる。門注連は家の玄関先にオシオイ（海砂）を盛って、それに男竹の籠のついたのを一本立て、それに注連をまわす（写真2）。門注連が立てられると、不淨のかかっている女性は一切その家に入れない。以前はさらに厳しく、不淨の有無を問わず、その家の女性さえも立ち入らせ

なかつたという。門柱連の立つたのを見計らつて字ごとに信徒總代が神社に赴き、御幣を受けて帰り、トウ元の床の間に飾る。御幣は、三年に一度、神官が新しく切り直して渡すが、各總代がそれを受け取る時には「貰いに来ました」と大声で叫ぶ。白壁様は耳が遠いからといふ。トウ元の床の間に御幣が飾られると、神酒と御供が供えられ、神官が名字をまわってお祓いをしてくれる。日没後、子どもたちが「シメヘマイラッシャレヨー」と触れてまわり、字の人びとがマイクテクル（參詣）のを、トウ元では膳（ハイオのワタなど）。にしめ（野菜を合せ）・ガメ煮・吸物などで膳を用意し、酒とともに振舞う。各戸から男が一名（戸主または代理）參詣に来るので、戸数の多い字では六、七〇人もの接待となつていた。このシメオロシの座は、神社の拜殿で行われる宮座に対して、村内に設けた宿に神を迎えて対応する村座を意味する。

五日から七日までは宮座の準備期間である。各字では世話人とトウとで八日の御供え作りのために材料を寄せる。世話人は柿・栗・蜜柑・鶏などのほか諸道具の準備、トウは米（新穀）・大根葉・藤カラ・竹などを整え、新築でオキヨウづくりの時に敷くコモを編み、東では篠竹とカズラで御供えをのせる舟を作つておく。

切盛りと神饌

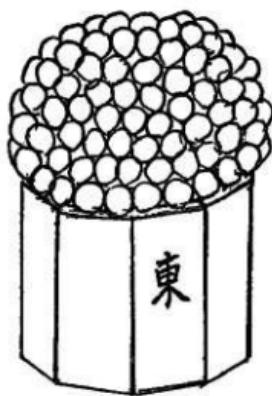
宮座の前日（正しくは前夜）をヨド⁽⁵⁾といい、この日に行われる神

饌の調製をキリモリ（切盛り）と呼ぶ。一〇月八日がその日で、早朝、トウが御供を炊くのに用いる净水を汲みに行く。オキヨウミズ（御供水か？）と呼ぶ。以前は新しいタゴ（桶）を用意していたといふが、現在は適当なボリ容器でませ、汲む場所は江ノ口と東が能古小学校裏山の頂に近いゴリンミズと呼ばれる湧水、西と北浦はそれぞれの田園のかしら（いちばん上の水口）の水というように、字ごとできまつている。

キリモリは夕刻から始まる。キリモリヘマイラッシャレヨー、と呼ぶ子どもの歓声に応じて加勢の人ひとが三々五々トウ元へ集つてくる。字の全戸から戸主と青年が出るのがたてまつであるが、現在では、信徒總代と青年のはかは別に規制していない。場所もトウ元以外に公民館を利用しているところもある（北浦など）。加勢に来た人から適宜座を占めてモリモン（器物）に用いる竹串削りと台作りにかかる。竹串は孟宗竹を削つてあらかじめ一六、七疊ほどに切揃えてあるのを四、五百本、栗用と柿・蜜柑用の二通りに分けて削る。栗用は細身に削つて節を落とし、柿・蜜柑用は先端を平たくして節を残す。モトはいずれも細く尖らせる。モリモンの台には大根葉を用い、大量の葉をよく揉んで束ね、かずらで三ヵ所を結んで上下を切削え円筒形にしたものを、大小二通り作る。大きいのは本社のモリモン用で高さ約一八尺、直径約一尺のものを三個、小さいのは末社のモリモン用で高さ約一四尺、直径約八寸のものを三〜七



第6図 栗の幣

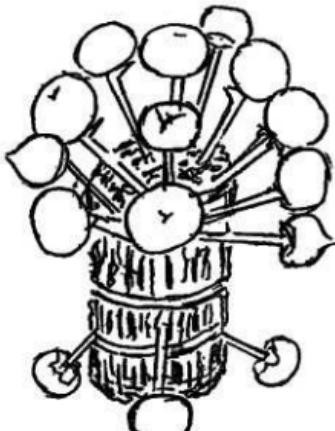


第4図 本社モリモン



大根葉

第2図 モリモンの台

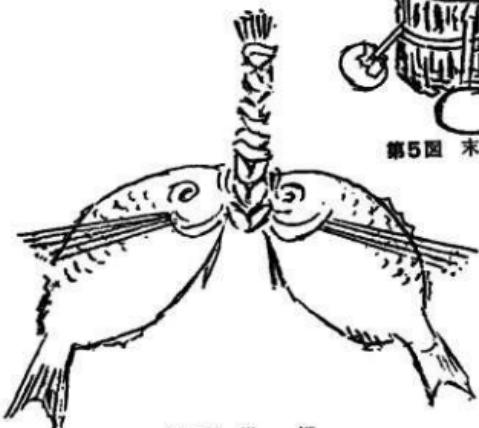


第5図 末社モリモン



栗用
柿・蜜柑用

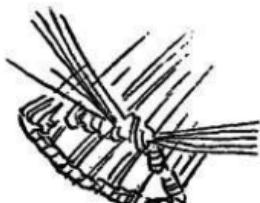
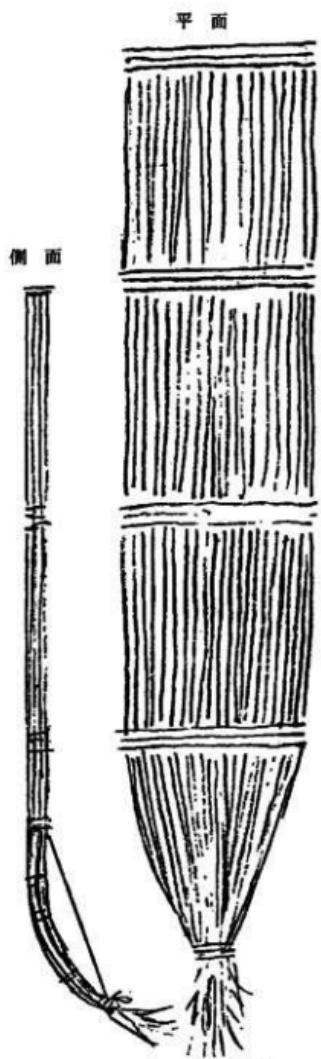
第3図 竹串



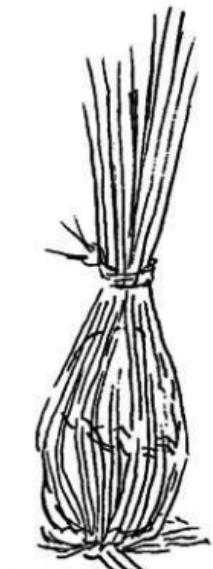
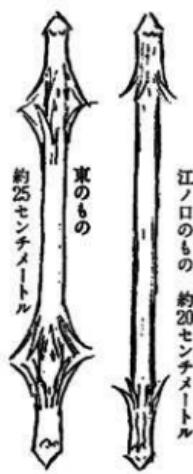
第8図 掛鰯

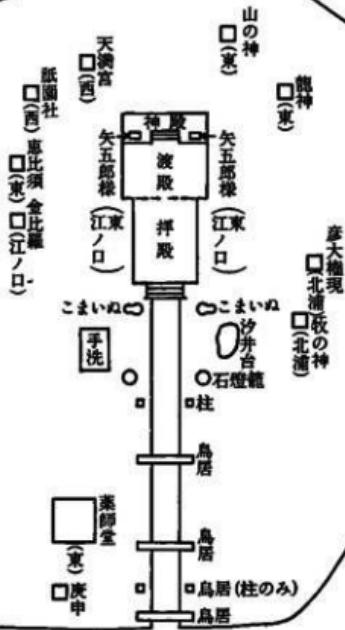


第7図 ナマノクサケ(小鰯)



第11図 オキョウ苞の底





第14図 白鬚神社境内図

個、字ごとに数が異なる。

竹串削りと台作りが終わると、盛付けにとりかかる。準備の各段階ごとに世話人が神の業に浸した沙井（海水）を振ってその場を潔め、次の段階へと進行させる。一方、炊事場では梗の新米三升三合（二升五合のところもある）をよく磨いて、オキヨウミズを用いて御供炊きが始まる。御供炊きには一切女の手を借りず、両親の健在な男が受け持つ。以前は荒神蓋が用いられていたが、現在では殆ど

の家で取扱っているので、別に外籠をしつらえ、清淨な籠に燃やし付けた火を薪に移して吹く。モリモン作りは座敷に新しい筵を敷いた上で行われる。モリモンの材料は柿・栗・蜜柑の三種類で、個別に一個ずつ竹串に突刺したものを、大根葉でこしらえた台に、生花を飾るよう取り付け、本社用の大形と末社用の小型の二通りを作。本社用の大モリモンは、柿・栗・蜜柑を別々に、一種類ずつ盛付けたものを各一台、合計三台が各字共通である。大根葉の台を、腹に御幣紙を巻いた小綱一匹とともに（ナマノクサケという）木製の鉢に入れ、鉢の縁から上に、串に刺した果物を半円形になるように隙間なく盛付け、屋根葺きのタタキモンを小型にしたようなもので軽く叩きながら固めていく。鉢は各字ごとに異なり、八角形の木箱（東）、円形の曲物（江ノ口）、円形で足の付いた桶（西・北浦）が用いられているが、江ノ口に曲物漆塗りの天保年間のものが残っていて、以前はすべてが曲物ではなかつたかと思わせる。果のモリモンだけに御幣を立てるが、御幣竹の先端を三ツ割にして別に栗三個を刺す。

末社用の小型のモリモンは字ごとにそれぞれ供える場所の受持ちがあつて、数と種類が異なる。すなわち、

江ノ口（四台）——金比羅様、お經塚様（境外）、ほかに矢五郎様へ

・七十五盛り、二台。

東 (七合) 一山の神、龍神様、薬師様、恵比須様、ほかに本

社と矢五郎様 (二体) に、前ゾクリ。三台。

西 (四合) 一天萬石、祇園社、龍神様 (境外) 二台。

北浦 (三合) 一彦大権現、牧ノ神、龍神様 (境外)。

という分担である。末社用のモリモンは、前述のような小型の台に柿・栗・蜜柑の四、五個ずつをとり混せて飾り、別に台の下部に柿と蜜柑の串を四本、四方に広げて取付け、台の底部をやや浮かせて足とする。鉢には本社用と同じく、曲物や桶の小型のものが用いられ、中にナマノクサケを添えるとともにまた同様である。ナマノクサケは御幣紙のかわりに新しい菱スボを巻くこともあり、以前は掛綱であったとも聞く。江ノ口が矢五郎様に供える二台の、七十五盛りは、柿・栗・蜜柑が二五個ずつと数がきまっているのでその名がある。東も末社の分とは別に、本社と矢五郎様二体に今度は柿・栗・蜜柑を別々に刺した小型の「前ゾクリ」と称するものを供えられる。江ノ口と東とが他の字と異なる供え物を別個に整えるのは、江ノ口がもとの古い本村、東が白鶴神社の地元という意味いかと思われる。

盛付けが終わるとオキヨウヅクリ (御供作り) に移るが、その前に両び沙井が振られる。座敷に敷いてあった筵の上を片付け、さらにその上に新しく編んだコモを敷く。オキヨウヅクリはすべて両親

持ちの青年で、オゴクを運ぶ者 (一人)、エリに移す者 (一人)、エリでこねる者 (一人)、苞に包む者 (二人) に分かれ、それぞれ白紙を口にくわえ、壯年の指導を受けながら行なう (文真)。東のオキヨウヅクリの模様を記すと次の通りである。モリモンの盛付けをしている間に炊き上がったオゴクを、炊き方を勧めていた青年が、唐箋ゾウケに「回分として約五合ほど入れて運んでもらう」とそれを引継いだ一人が、均子で小量ずつ一旦新しい一升瓶に受け、曲物でこしらえたユリに移す。最初は本社の分で七回に分けて移す。

移されたオゴクは、湯気の立っているのを、一人が水で濡らした手でこねる。よくこねて、やや餅状になると、底部の直径八寸ほど、高さ一五寸ほどの円錐形にこしらえ、これに白帯を巻いて、苞を広げて待っている青年の方に渡す。苞には新葉を用い、底を円い輪に作って穂先を周囲に広げておき、輪の部分に土器をのせ、飯を少量盛ってその上に円錐形のオゴクを置いて、二人がかりで周囲の葉を起こしながら、下から順次二十四本のムスデで結いつけてゆく。ム

スデの末端は盤のようになされかけて残したままにしておく。オゴクをのせる土器は、以前はナラコウ (楠の葉) や柏の葉が用いられていた。二つ目のオキヨウは、オゴクをユリに移す時、五回にわけてつき、三つ目からは三回で移す。苞の穂の生えたのは二つ目までで本社の分。あとは矢五郎様の分 (一本) と末社の分 (四本) で、苞は円錐形のオゴクの上あたりを一本のムスデで結ぶだけで、穂を作

らない。以前はオキヨウ菴^{アキヨウラン}に入るオゴクも大きく、少し前までは八升もの米を炊いていたという。オキヨウヅクリも字によって多少の違いがある。ユリに入れてこねるのは東と江ノ口で、西は握り飯を作る時のように手で握る。北浦だけは、直径二五尋、長さ四四尋ほどの円筒型の木臼（丸木を縦割りにして中をくり抜き、二つ合させて金輪でしめる）を用い、直径三尋ほどの棒杵で搗く。その場合、一日に入れるオゴクは、杓子で少量ずつ、七杯・五杯・三杯と三度に分けて、入れながら搗いて行く。

できたオキヨウ菴は、穀の生えた本社の分をユリに入れて掛糊（ナマノクサケ）に柳の箸を添え、末社の分はそれぞれ小型モリモノの鉢に立て、同じく柳の箸を添える。柳の箸は、以前には上下二カ所を削って、削りかけ⁽¹⁾にしていたという。

神頃のすべてが整うと、東では笛竹を並べ藤蔓で編んだ、長さ約三・五尺、幅約一尺の舟を吊してその上に並べ、他の字ではトウの床の前に、台を置くかコモを敷いて並べるが、色とりどりの豪華なモリモンを背景に、オキヨウ菴に束ねられた藁の穂先が一段と映えて櫛穂を連想させ、ふくよかな秋の穏^{ゆら}りを浮き立たせたような鮮やかさで目に映る（写真4）。

キリモリに要する時間はおよそ三時間。字の各戸から、御祝⁽²⁾と称してトウの家に酒が届けられ、トウ元ではシメオロシの時と同様に接待の膳をしつらえ、加勢の人びとを振舞う。その席で翌年のト

ウが順番に従って確認され、世話を人が当人を紹介する。順番の者に支障があつて辞退された場合には前述のようにアザモリにして、蓮の残りに麿を加えて、オロヘイ（一夜作りの甘酒）を仕込んでお

うが順番に従って確認され、世話を人が当人を紹介する。順番の者に支障があつて辞退された場合には前述のようにアザモリにして、蓮の残りに麿を加えて、オロヘイ（一夜作りの甘酒）を仕込んでお

なホ、トウ元ではその夜、オゴクを炊いた蕎に湯を注ぎ、オゴクの残りに麿を加えて、オロヘイ（一夜作りの甘酒）を仕込んでおく。

宮 座

宮座は一〇月九日の午前一〇時から白壁神社で行われる。午前八時すぎ、「ミヤザノタタフ・シャルヨー」と子どもたちが触れてまわると、字の人びとがそれぞれのトウ元に集まつてくる。トウ元ではミタチの膳をしつらえ、世話人二人を床の間の前にすえ、その後にトウと子どもの御幣持が席を占め、巫事をする。御幣持ちは五歳までぐらいの子どもで、原則としてトウの子どもが勤める。棒をつけ、腰に小刀を帯びるが、頭は丸坊主にして、額の上に三日月型に髪を残す（写真5）。以前は必ず剃刀で頭を剃っていた⁽³⁾が、忌み縁念の変遷とともに、バリカンで剃んで剃刀が用いらなくなつたり、逆に三日月型の部分だけ髪を剃んだり、甚しい時には墨で三日月型を書いたり銀紙を貼りつけたりしたこともあったという。

トウも以前は必ず紋服をつけることになっていたが、最近では背広姿が一般化している。

午前九時半前後に、字ごとに時刻を見はからってトウ元を出発し、行列をつくって神社に向かうが、鳥居をくぐる順番は、地元の東から、江ノロ・西・北浦の順ときまっている。行列は白友・白荷の世話人を先頭に、御幣持ちが左肩に御幣を担ぎトウに付添われて続々、そのあとから字の人びとが、オキヨウ・モリモンの鉢を左肩に担いで従う。行列は鳥居の前で一旦止まり、世話人が神に渡した沙井か、または砂沙井を一人一人に振りかけて境内に入る。宮座の終わるまでは、女性は鳥居の内に入ってはならないことになっていれる。拝殿に昇る前に、世話人は沙井振りの梯や柄杓を拝殿脇の沙井台の上に供え、拝殿の床にコモを敷いて持参した神旗を並べる。神旗を置く場所も字ごとにきまっており、拝殿の奥に東(右)と江ノ口(左)、手前に西(左)と北浦(右)の分を並べて置く。

宮座は拝殿の奥の渡殿で行われるが、神殿に向かって右側に神官、左側に信徒総代(世話人)の八人、下手に四人の御幣持ちがそれぞれトウと並んで坐り、後方の拝殿には各字の人々が控える。午前一〇時に祭典が始まる。神官による修祓、開扉が終ると、信徒総代の八人が拝殿から神殿までの間にジグザグに並んで、口に白紙をくわえ、本社の神旗を次々と手渡しながら、神殿に控えている神官の許に差出し、神官の手で神前に供えられる(写真6)。宮座の最も重要な部分をなす献旗で、先ず神酒・醸米・塩・野菜・果物等五種の神旗、そのあとに、東で準備された一の膳(三宝に栗・柿・蜜柑

をバラでのせ、その上に柏の葉を敷いて餅米・掛鰯・柳箸を添えたもの)が供えられたあと、各字ごとのオキヨウ・モリモン・オロヘーが続き、最後に神殿両脇に祀られている矢大臣(矢五郎様)に、東と江ノロからの神旗が供えられる。世話人が神旗を手渡す時に一手を叩くのは、耳の遠い白旗様に合図をするためとも、以前には宮座が深夜にかけて行なっていたのでお互い暗い中での合図にそろしていたともいわれているが、後者に信憑性がうかがわれる。⁽³⁾ 本社の献旗が行われている間に、一方では拝殿に詰めている各字の人びとによって、それぞれが受持つ末社への献旗も並行して行われる。献旗が終わると神官によって、秋季大祭にあたってもろの供えものを供えまつり、能古島の氏子一同御前に待つて室内安全と生業の安らかならむことを祈念する旨の祝詞が奏上される。そのあと、神官は神殿の屏内に控えて、御幣持ちが一人一人御幣を返すのを受取る。御幣持ちが順番に神旗を昇り、膝まづいて御幣を渡すと、受取った神官が御幣で御幣持ちの頭をコツンと軽く叩き、御初穂のオヒネリを渡すのを繰り返す。御初穂は設筵を意味しているが、ここでは次のトウもしくは御幣持ちに引継がれることなく、持ち帰ってオゴクに混ぜ、家の神旗に供えられるだけという。次が玉串奉奠。信徒総代についてトウが玉串を拂げて神押をすませると、それで祀りを終了して撤旗に移る。信徒総代の八人が、献旗の時と同様渡殿にジグザグに並び、今度は白紙を口にせず神殿から下

るされる神頬を順次手渡しながら、拝殿のもの位にもどす。同時に字の人びとも末社の神頬を下げる。撤旗が終わると神官が

神殿の扉を閉鎖して祭典を終り、⁽¹⁾ 廉会へと移る。修祓・開扉・獻

頌—祝詞奏上—御幣返還と穀糞度し—座子の神拝—撤旗—閉扉—廉会という経過で、閉扉までに一時間足らずではあるが、官座儀礼の核心となるべき部分は一応その流れの中に残されている。廉会は拜殿で神官を中心に、名字の信徒総代・トウで儀されるものと、字ごとに境内に幕を張って、座子全部で催すものとの二通りがある。双方とも取扱と酒はトウ元で準備されるが、前者はごく短時間ですませ、後者に移って夕刻まで酒宴が続く。

本社・末社に供えられた神饌は各字に持ち帰り、⁽²⁾ お下り。そしてその日のうちに約三分の一が金戸に配られる。オキヨウ芭のオゴクは小さく切られ、若干の柿・果・蜜柑を添えて、トウが各戸に持

参するが、モリモンの残りは、夜に入つて子どもたちが「ミカンヤンナイ カキヤンナイ クリヤンナイ」と歌うように頭をつけて呼びながらトウ元を訪れて来るように分けてやる。トウ渡し⁽³⁾ はその夜のうちに行われることもあるが、概ね翌日で、宮用物品（鉢・ユリその他）・会計帳簿に、三分の一を残したオゴクとモリモンの果物を添えて、その年のトウが翌年のトウ元に持参して引渡しをする。

トウ渡しには特別きまつた儀礼・口上はなく、ただ「来年はよろしく」「引き受けました」という挨拶が交わされる程度である。

〔註〕

(1) 高田茂廣氏の報告による。能古島は江戸時代廻船の根據地で、各地を廻っていた船が帰港するのは裏面回九月末で、年貢米の収納後の一〇月末に再び出港していたといふ。したがつて島の主たるもののが在留

している時期でしまつてもできなかつたのではなからうか。
各地の官座は神事と呼ばれる特定の儀式だけに参加の資格があった。
神家は同族集団の元イエとか地主層の場合が多く世襲制をとつていた。
しかも官座のトウ役は神家の中から一軒ないし二軒が交替でそれにあたるのが原則である。能古島にはその神家制が伝承されてい、トウは字ごとに一軒で、合計四人と極めて変則的である。

(2) 官座トウ役の斎戒は各地とも非常に厳格で、各種各様の禁忌が課せら
れている。
神を神社から村内に設けた宿に退えて要應したのち、再び社に送り届けて座を待つという形は、お旅所を設けて神輿の往来がある神幸祭より一屢古い姿であろうといわれている。神の宿となるトウ元に神の代である御幣（オハケといふ）を迎え、宮屋に参加できない人に參詣させ、酒者を振舞つてのを、県内各地で村座と呼んでいる。

(3) 第四回では祭りの前夜をモドと呼ぶ。音容と同義で、文字を当てれば「宵堂」であろうか。

(4) 「筑前守伝説」（佐々木滋宣）に「早田に五厘水⁽⁴⁾ いって岩の間から滴り落ちる水があつて、方三尺ばかりの水溜りがあり、早田にも溜れたりとがなかつた。この水は重さが極く、大きい器に入れても小さな器に入れても重さが五厘を超したことがないので五厘水の名があった」とある。

(5) 「福岡放送局郷土調査委員調査報告書」三十号には海林新市氏の「能古島白鳥神社の宮座」という報告があり、調査時が昭和十九年十月といふ点で貴重な意味を持っている。その中に「台を作つた後、灯を消して

「業打ちの祝」と称して大根葉の切れはしを投げつけることあり、器物・建具を損傷するので中止され、「東のみ今年行う」とある。東では現在、世話人が沙井を振ると同時に、加勢人が大根葉の切端をとつて一齊に世話を浴びせかける一幕がある。

(8) 末社には境内末社と境外末社がある。記録にあるものは前掲別表1に示したとおりであるが、いずれも現在の境内社とは一致していない。

(9) 明治末から大正初期に、神社庁の指示で社外に散在する無格社を境内に集めることによるものであろう。当夜はそのままにしておき、翌朝トウの手で職の手直しをし、さらに神前に供える時ムスアをほんぐ。

(10) 現在は柳の枝を切つてそのまま櫛筆としているが、梅林氏の調査(前掲⑦)の時点までは、削りかけ、になっていたものである。(第11図) 削りかけも神の代化を意味している。

(11) 宮座にトウとともに分見が出来る例は甘木市黒川の高木神社にもあり、「トウ」(御當子)と呼ぶ。いずれも神のヨリマシ(依座)を意味し、戸童とも書く。黒川では前年の宮座でミトガが指名されると、一年間は要を捕まないといしきたりであった(戦後に消滅)。宮座トウ役の古い高戒の一つに、刃物を身体にあててはならないという禁忌があり、有變延爪が義務づけられていた。御幣持ちが宮座当日に頭を剃るのは忌み避けを意味し、三日月型を残すのは、忌みを守つて来た距離を示すといふことなのである。

(12) まつりは「神仏・祖靈などに奉仕し、供物を捧げたり業を奏したりして祓い、慰撫謝る儀式」と定義される。したがつてまつりの最も重要な部分が供物を捧げることで、宮座儀礼もその中心が獻饌と、それを下げる神と同じものを食する疏食におかれる。

(13) 神の遷幸は夜に行われる。したがつて古い形の宮座は、すべて深夜に行われていた。

66 収穫感謝のまつりは、次の年に収穫を送る儀禮を伴なう。宮座の最終段階で、神前に供えた新穀の穂穂を穂筆として次年度のトウが受難ぎ。神聖な苗代田に植え、その苗からできた新穀を再び供えるという形で連続するのが本来の姿といえよう。

67 神に供えたものを人がいただくのが本来の形で、神人共食を意味する。

68 今年のトウから来年のトウへ座元が移される儀禮で、並の愛波し、口上のやりとり、祭儀や吉座用品の受渡し等、各地で厳格なしきたりを守っているものが多い。

む す び

能古島白鷺神社の宮座が他と大いに異なるところは、陰曆一〇月にそれが行われて来たことと、神家制が伝承されておらず、字ごとにトウを定めて、神迎え・神送りも献饌も、すべてが字単位で行われていることである。始めは奇異に感ぜられるそれらの慣行も、立入つてつぶさにそれを見ていると、漁船基地という、一般の農村とは異なる生業組合をとつて来たこの島の特殊事情から生じたものではなかつたか、という感じが次第に強くなつてくる。「おくんち」と呼び、一応収穫感謝祭の意味をその儀式の中にそかせておる宮座ではあるが、純然たる農村におけるような、田畠の独占私有が農耕守護神である村氏神(座持)祭の司祭者たる資格を左右する、という要素が極めて稀薄で、ために神家と称する特権的神事団体も当

初から存在しなかつたのではないかとすら思わせる。それが結局は惣村結合的な宮座組織に至らず、字単位という形を維持して来たということではなかろうか。この島の場合、「字」と呼ばれる近

である。

隣組織が、江ノ口は江口姓、東は東野姓と石橋姓、西が西方姓・西野姓と明石姓、北浦が北野・前田・丸尾姓を中心とするというように、かなり同族集団的な色彩を強く帯びている。見方によればそうした字ごとの同族祭祀が、複合しないまま併立した形で村落祭祀へと移行していく。特異な形態とも受けとれるが、今の段階では早急な結論はさし控えたい。

それはそれとして、繰り返すようであるが、宮座そのものはまがうかたなく農村における村落祭祀の形態を受継いだもので、序文にも述べたように、福岡市域の宮座にもそれと類似したものがみうけられる。例えばこの宮座の大きな特色ともいえる神頬で、オキヨウ芭は鳥飼八幡宮の特殊神體と呼ばれていたもの（現在は消滅している）と酷似しており、モリモンも小型の方が南区三宅若八幡神社のものとほぼ同型である。島の故老の口から、大型のモリモンは廻船業の華やかな時代からのものではないかとのことばが聞かれたのも、あながち否定できない面を持っている。そうした変遷なり、その特殊事情なりを一応ふまえた上で、なおかつ、隣接地域ですでに消滅した宮座慣行の極要な部分が、ここ能古島白鬚神社に伝承されているのではないかというのが、この宮座の記録化を意図した理由

〔参考文献〕

「能古島物語」 高田茂廣著 能古島歴史研究会 昭46
「玄海の島々」 野間吉夫著 鹿友社 昭48

付 白鬚神社および宮座関係資料

1 白鬚神社記録（標題なし）

（前部 略）

白鬚神社ハ薬師如来ノ借地ナリ 神宮寺ノ受持ナリ 神宮寺過去
修繕神主 櫻井神主 大工 松尾平十
縫ニアリ

去ル事三百十五年 延寶五年三百六十二年前

修繕神主 櫻井神主 大工 松尾平十
石橋五戸 前田五戸 西野三戸

京保年間三百二十五年前

祇園宮 安政四年 八十七年

船主宮 天保年間 百十年

金比羅宮 天保 百十年

鳥居ノ折タル分 元禄二年 二百五十二年
同 大石橋氏 元文三年 一百二年

同 小 前田氏 寅暦五年 百七十四年

神 主

埴波主人 初代 出雲守 二代 日向守 三代 出雲守

四代

一時神主中止

延喜殿 戰上家 受持

拝殿新築

明治十七年 当地戸長 今井清巳 六十一年前

同時ニ拝殿前ニ仁王門櫛作 其仁王高サ六尺余アリタルヲ因法令

ニ依テ之ヲ取除ク 目下神殿前ノ亦五郎二体ト交替ナリ 同時

志賀宮 魚住吉宮 龍番椎宮 鳥白螺宮 獣各

四神共神鏡ダイナルヲ佛ナリトテ之ヲ取除ク

同時神殿左右ノ掘物ニ染タルヲ佛ナリトテ之ヲハガス 五十五年

前 村長 营 越後神殿屋根ヲ矛ニテ昔キタルニ折悪シク大風之

有二付三年目ニ之ヲ取除ク

神社村社ニ昇格 村長 石橋孫造

昭和十八年四月書之 (石橋文書)

2 「残島神事御供もの品覚え」(慶応三年)
残島神事まつり両度共御供もの品付覚
但し数百ニ付廿文宛見本掛也

一、みかん五百

一、かき五百

一、栗六升

一、大杓子

一、大根

一、黒米五升

一、そうけ壱ツ

一、塩小觸五升

一、經節壱本

一、中折壱帖

一、半紙壱帖

一、白桃

(この間 文字不明)

一、おこけ □ 代価百文宛

一、ゆり壱ツ 代価四百廿文宛

一、板おしき 武枚 代価七拾武文宛

一、柄杓大小 武本 代価百拾文宛

一、酢 五合

一、そぶり 壱足

一、六拾文

右ハ箱崎細工との取かわせ分日雇員請合仕込候事

右之外東村分は塙小綱武掛まし 江ノ口分は 塩いわし 十

そふり 壱足の □ まし 西村分ハ塙小綱掛まし 米壱斗まし

右之ゆり壱つ代之儀ハ壱ツ代価四百六文宛座主より貢求め相成こ

と

一、みかん 五拾

一、かき 五拾

一、くり 五合

一、塩小鍋

此分ハ西村莊八方江別備ものニ付一同に口し御口の儀へ

右之通相揃年々相納メ候事

〔「玄海の島々」所収、延喜残屋文書「家法諸事一切」より〕

3 昭和拾三年十月「氏神祭礼供物覽」

(字 東)

蜜柑 拾五斤 柿 五拾斤 栗 七升

魚 爾拾枚 糯 半枚 クシヤ(ク) 大一本 小一本

シナクシ 売本 中折 一丈⁶ 半紙 一丈⁶ カツオ 見合

ゾウリ 一正

当座コンダテ

グナイ 酒五合 ナマス 売鉢

グオロシ 酒三升 者 又タエ ガメニ

ヨドノバン 酒三升 獣物 者 又タエ ガメニ

オクンチ持出シ 酒八升 者 又タエ ガメニ

グアゲ トヲ送リ 酒八合

右之品当座ヨリ持出シノ事
〔「玄海の島々」 所収〕

4 昭和三十四年十月以降「氏子秋大祭禮帳」 北浦町内

備品目事

一、本盛柿 参個

一、小盛柿 弐個

一、丸ザル 壱個

一、お膳 四個

一、シャモジ小 壱本

一、ウス 壱個

一、オロヘエ入

壹個 計十七品

三拾六戸 壱戸當り一一〇円 合計三

九六〇円

御供品目

柿 一九。 一二八五円 ミカン 一二。 六六〇円 栗

六。 七八〇円 小ダイ 八枚 四八〇円

御酒 壱升。



写真1
白鬚神社



写真2
トウ元の門注連



写真3
オキヨウつくり



写真4
神饌



写真5
御幣持ちとトウ



写真6
献饌

福岡市八田出土の銅剣鋤型

—資料の観察—

後 藤 直

まえがき

ここに報告する銅剣鋤型は、福岡市東区八田（現在、市営土井団地内）で一九七一年に出土した。出土後、久留米市教育委員会文化課に寄託され、一九七七年にはじめて写真が公表された。^①

翌七八年夏に、福岡市立歴史資料館は特設展示「銅矛と銅鐸」—亦生時代の祭器とその鋤型—を開催し、この鋤型も借用し展示した。その後もひきつき寄託を受け、常設展に展示している。^②

今回、所蔵者、石井保慶氏の御承諾をえて鋤型の観察記録を中心として資料紹介をする。

一 出 土 地

この鋤型の出土地は、多々良川北側の丘陵地帯である（第1図）。

城ノ越山から南へのびる尾根は灌池（三留池）をはさんで東側と西側の二つの丘陵にわかれ。西側の丘陵は標高40mをこえ、先端部は50mになる。鋤型はこの丘陵の北側、標高40m以上のところで出土したという。現在は宅地として敷地以上削平され、出土状態はたしかめられないが、ほかにも鋤型が出土したらしい。

ここから約3km西の丘陵では、かつて銅剣の鋤型と広形銅文の鋤型が出土している。また八田では、正確な地点は明らかでないが、中細形銅文の鋤型が出土している（^③福岡市立歴史資料館蔵）。

多々良川の北側には標高50~40mの丘陵がヤツデの葉状につらなる。ここで、多くの鋤型が出土していることは、この丘陵地帯が弥生時代の有力な青銅器生産地であったことを物語る。

このような地形的特徴は、銅鐸・銅矛の鋤型が出土した佐賀県鳥



第1図 銅型出土地 1 銅鍛錠型(八田) 2 銅釧型 3 銅文鏡亞

福市安永田遺跡、多数の各種鋳型が発見されている福岡県春日市の春日丘陵と共通する。

多々良川の南側には冲積地（船屋平野）がひろがっているが、弥生時代には標高5m近くまで海が入りこんでいたとみられ、鋳型が出土する丘陵地帯は海からの強い風を受けたであろう。この地域は海風を利用して溶銅作業をするには恰好の地ではなかったかと思われる。

北部九州の青銅器鋳型を多く出す地域の地形は、関西の鋳型出土地（大阪府の東奈良遺跡・瓜生堂遺跡・鬼虎川遺跡⁽¹⁾・奈良県唐古健遺跡⁽²⁾）の立地（沖積地）こととなる。この点が九州と関西の青銅器の製作技術や生產体制など意味のある関連をもつか否かは、今後に聞いておくべきである。

一 鋳型の加工

鋳型の石材は砂岩質である。岩石学的な鑑定は行っていない。新しい折損面には白色の部分と淡い黒灰色の部分とがみえる（図版2-15・6）。白い部分には金色の粉末状の微粒子が入り、黒灰色部分には金色と黒色の微粒子が入っている。また表面の数個所にはやや大きい（最大で径1cmくらい）白色の粒子が認められる。折損していない表面は、上がしみついて茶色になっている。

鋳型に彫った劍の型をみると表面、折損面を観察しておく。ま

ず以下の叙述のためにここでいくつかの約束ごとをしておこう。
鋳型を彫った面を鋳型面とよぶ。鋸部を上に、茎部を下に、鋳型面を表側にして置き、上方を鋸側、下方を茎側とする。左右の、鋳型面にはば垂直な面を右側面・左側面とよび、鋸端と茎端の短側面を鋸部側面・茎部側面とよぶ。鋳型の折れた側面は切断面とよぶ。側面と切断面において、鋳型面側を上方、その反対側を下方とよぶ。鋳型面の反対側のはば薄片状のところを底面とする。底面と短側面における左側・右側は、鋳型面の方からみての左側・右側とする（底面を表にして置いたときの左・右とは逆になる）。

鋳型は四つの破片に割れている。それぞれの破片を鋸側から、A・B・C・Dとする。A・B両破片とC・D両破片は完全に接合するが、BとCは接合しない（第2図）。

破片A・B Aは鋸先端部の破片である。鋸部側面（図版2-13）には浅い溝がある。溝は幅が5~9mmで、左から右へ傾斜する。溝の下方はほぼ平坦で、上方はゆるく内へこみ、鋳型面にはば垂直の面につながる。

破片Aの左右側面は、ほぼ全面に、出土時と古くに生じた折損面がある。

破片Bの左側面は幅1cmほどの平坦面で、不明瞭な縁から底面につながる。右側面の平坦面は幅が約3cmで、縁をつくって底面につながる。両側面とも水平方向の細い擦痕が残る。

A・B両破片の底面（図版1-2）は、右側は薄鉢状の曲面をなし、表面がうすく剥げて輕い凹凸がある。しかし左側は平坦面をなし、さらに左側縁近くではなめらかな曲面をなす（この曲面の左側面近くには鋳型製作時に生じたやや太い擦痕がみえるが、その下方は絶対が多く凹凸が強い）。このため断面は左右不对称になる。

この左側平坦面は、薄鉢状の曲面が消失したのではなく、石材をととのえる時に大きく割れて生じたものである。その鋸割跡ほどはその時にできた小さな凹凸（長軸にたいし直角方向にさざ波状になっている）を残すが、茎側¹はていねいに磨って平滑にしている。A・B両破片をあわせると、中心線上での長さが18.0cm、幅はC-1'断面部分で5.5cm強、鋸側へせばまりa-a'断面では現在9.0cm、もと10.0cmと推定される。厚さは茎側（6.0mm）から鋸側（4.0mm）へようくなる。

A・B両破片の接合面は出土時に割れた面である。しかし破片Bの茎側切削面（図版2-4）は古く割れたもので、土がしみついて茶色くなっているが、地肌は全面が白色のようである。

破片C・D CとDをあわせると全長40.0cm、中心線上での長さ42.9cm、幅は最大（断面g-g'からh-h'）が11.0cm、破片Cの鋸側端部で10.0cmになる。厚さは破片Cの茎側がもともと厚く6.0mm、破片Cの鋸側で5.0mm、i-i'断面で5.0mmである。

右側面（図版2-1）は平坦面をなし、鋳型製作時に磨った水平

方向の擦痕がみえる。底面との間には棱がとおる。幅は茎側で約1cm、茎側から13.0cmのところで2.5cmになり、破片Cの鋸側で3.0cmになる。茎側がせまいのは、底面右側の茎側が大きく剥げ落ちているためである。

右側面には茎側端部から19.0cmのところに合印がある。鋸面と接するところから垂直に長さ1.0cmの細い線を刻み、その左右にも浅い線を刻む。

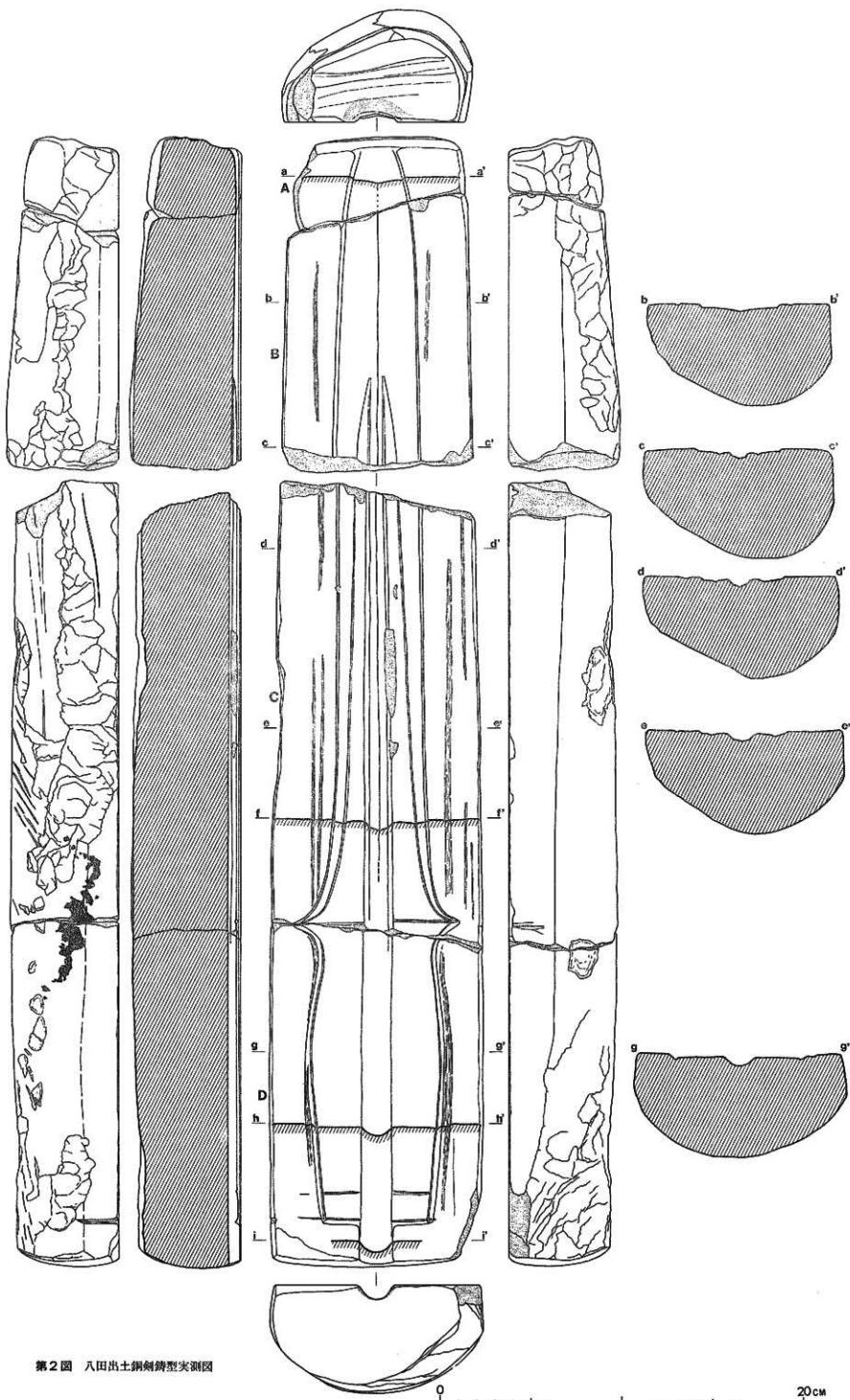
左側面（図版2-2）は幅2.0cm前後で右側面よりせまい。ここにも水平の擦痕がある。底面との境はあいまいな模様になる。破片Cの左側面中央部には古く生じた欠失部がある。

左側面には、茎側端部から2.0cmのところに合印を刻む。長さ1.0cmの垂直な線で、下部が少し鋸側へまがる。両側から断面V字形に刻んでいる。この合印の下から鋸側に古く欠失部がある。

C・D破片の接合部ふきんには黒い煤が付着している。

C・D破片の底面（図版1-2）は断面薄鉢状の曲面をなし、中心線上の擦痕が残る。ただし破片Dの茎側の右側には大きくなぐられた凹凸面がある。ここには点々と黒い煤がついていて、この面が鋳型製作時に生じ、そのあとさらによく剥げたことを物語る。

破片Cの底面には、茎側全面と鋸側右側に平滑な曲面がよく残り、擦痕がみえる。しかし左側の茎側約9cmには、破片Bにあったのと同様の大きな平坦面がある。ここには中心線方向の太く深い擦痕



第2図 八田出土銅剣鉄型実測図

が残り、破片Bの場合とことなり粗く磨ったことを示している。

この部分の基側周縁には、石材を粗く削ってとのえる時に

利器の痕（？）が階段状に残っている。

破片Dにある基部側面（図版2-7）はなめらかにとのえ、水

平のこまかい擦痕がみえる。この面に合印はない。

破片CとDの接合面（図版2-6）には白色の部分と淡い黒灰色

の部分が「B」字形の模様をなす。これは破片Cの鋸側切断面（図

版2-5）につづき、白色部分は左右の側面にほぼ接して橢円形に

あらわれている。

破片Cの両切断面（図版2-5・6）と破片Dの鋸側切断面は出

土時に割れたもので、本来の石材の色をよく示している。

各破片の鋸型面（図版1-1）は平坦で、剣の型を彫った周囲の

面はきわめて平滑で、よく使いこんだ砥石のようにツルツルしてい

る。

しかしまた剣型の両側外部には幅の広い溝状のくぼみが中心線と

平行に何本か走っている。とくに破片Dでは、この溝が剣の型の両

縁にかかる。これらの溝は、型を彫る前にタガネのようなも

のでたいてくばませたらしく、小さな点々のつらなりになつてい

る。多くの鋸型にあるのと同じ鋸造時のガス抜きの溝らしい。

鋸型面は平坦ではあるが完全に水平ではない。破片C・Dでは鋸

型の縁から鋸型の彫りこみの方にかるく傾斜するが、A・Bでは逆に彫りこみの縁から鋸型の縁へ傾斜する。

鋸型各面の仕上げをくらべると、仕上げ加工は底面がもっととも粗い。最終的には粗く磨るが、それ以前の加工痕を残す部分もある。

側面は平坦になるように磨り、それによって生じる水平方向の細い擦痕を残している。

これらにたいし、鋸型面の仕上げはきわめてていねいで、擦痕はほとんど認められない。

右のような観察から、鋸型の製作を考えてみよう。まず原石の塊をつくる。この時の面が完成した鋸型に残ることはない。

次にこの石塊のまわりを大きく打ち欠いておおよその形にととのえる。この時に剝がされる石片はかなり大きく、剝離面も広かつた

であろう。破片BとCの底面左側の大きな平坦面がこれにあたる（ただし両破片の面の間に8毫ほどの段差があり、同一の面では

ないようだ）。この例のようく、深く剥ぎすぎて断面を薄片状にとどめられなくなることもあったのだろう。

このあとさらに細かく剝離したり、敲打を加えたり、ノミ状の利

器で削ったりして完成時の形にとのえる。この時の痕跡は、破片

底面の左側平坦面周囲の平行する短い階段状の部分であろう。

このあとは、粗いものから細かいものへと何段階かにわけて砥石

で磨って仕上げる。この鉄型の場合、破片C・底面左側平坦面の擦痕がもっとも粗く、破片C・D底面の鋸歯状部分の擦痕がやや細かい。側縁の擦痕はさすがに細かく、鉄型面は一層緻密な砥石で磨ったらしい、擦痕はほとんどない。

三 鉄の型（図版1-1、第2図）

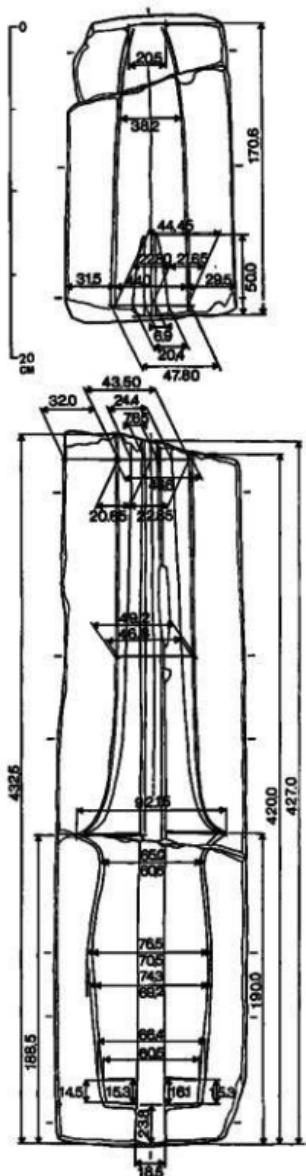
彫りこまれた劍の型は、縁がしつかりした模をなす部分は少なく、丸味をもっておちこんでいる。各部分の計測値は第3図に示す。

まず破片C・Dに彫った劍の型をみよう。劍型の中心線は鉄型の中心線とほぼ完全に一致する。

型の中央には背部とそれにつづく茎を深く彫る。深さ（鉄型面から）——以下同じ）は茎先端部で約7%，破片Cの鋒側端部で約5%である。断面は、突起部付近を壇にして茎側は半円形で、鋒側は鐔とその左右に刻線をとおり、断面V形になり、その上も縁に到るまで平坦な面をなす。鐔とその左右の縁は多少屈曲する。

突起部から鋒側の背の左右は、縁をつくるために高くなっている。ここは鋒側では幅がせまく丸いもりあがりとなるが、突起に近い方は広い平坦な面である。

縁と背の境はやや丸味をもつが、縁の外縁はしつかりした刻線（深さ3%前後）で区切っている。



第3図 剣型の計測（単位：cm）

突起部から鉢側では、型の縁の内側に刻線をほり（深さ1%）、ここから縁へななめにたちあがっている。製品にはY形の純い刀部ができる。この刻線は突起部で櫛の外側刻線につながる。

突起部から鉢側の剣の型は、中心線（鍋の縁）の左側の幅が右側の幅よりせまい。突起部近くではほとんど差がないが、鉢側にゆくにつれ差ができる、破片Cの鉢側端部では左側が右側より約2%せまくなる。

突起部から茎側では、背部の左右に広い平坦面を形成する（深さ約2%）。この面は背側から縁の方へゆるく傾斜し、外側は深さ約3%のやや太い刻線で区切り、この縁からら型の縁へななめにたちあがる。

突起より茎側は左右の幅がほぼ等しく、左右対称に形成している。間も深い刻線で区切る。闇の刻線と左右の刻線は闇の両端で交差するが、闇の縁があとからつけられたようだ。

突起部では、背から突起先端へやや浅い線を一本刻み、茎側の面と繋につづく面とを区切っている。背の左右のこの縁は一直線にはならない。

頭部にも、闇を区切る太い刻線から約1%はなれて縁を刻む。この縁は左右がほぼ一直線になる。このうち左側の縁と闇を区切る左側の縁とは、その延長線が鉢型面に細く刻まれている。

合印と剣型との関係をみると、右側面の合印は闇を区切る縁の延長より1%ほど茎側により、左側面の合印は闇を区切る縁の延長より1%ほ

ど茎側によっている。多少のズレはあるが、突起や闇を目安として合印をつけたのである。

破片A・Bには櫛の先端と鉢部の型を彫る。剣型の中心線と鉢型の中心線は一致する。剣型はほぼ左右対称だが、破片Bの茎側端部では、中心線の左側が右側より1%ほど広い。

型の中央の鍋の縁は、破片Aではあいまいになる。深さは破片Bの茎側端部で約4%である。櫛の左右を区切る縁はいずれも明瞭でない。櫛の長さは破片Bの茎側端部から5%弱である。

その先の鉢部は、中心線から縁にむかってゆるく上る面だが、表側に張り出しがある。

左右の側縁は内側に浅い刻線をひき、ここから鉢型面にたちあがる。内側の縁は破片Cの場合ほどはつきりしない。

鉢先端部は鉢型の外にひらき、深くなる。

四つの破片のいずれも、剣型の全面とその少し外側が、焼けて黒くなっている。鉢部で左側がひろく焼けているのは、この部分で鉢型面が剣型の側縁へほんの少し傾斜しているからである。

鉢側面は、鉢部の口のまわりがひろく焼けているが、深い黒色をおび、剣型の面ほどには焼けていない。茎部側面は、茎の半円形の縁が幅1%ほど焼けているにすぎないが、黒味が強く、こちら側に湯口を設けたらしい。

ここで破片A・Bと破片C・Dの関係について考えよう。

両者は同一個体のようにみえる。左右側縁の幅、底面の形状、破片BとCの幅などを一見すると、間に小片を介してBとCは接合すると言えられる。

しかし、破片Cの鋒側切面が出土時の割れ口で、石材の白色と灰黒色の部分がわかれるのでに対し、Bの茎側切面が古い折損面で、地肌のほか全面が白色であること、型のまわりの鋳型面は、Cの場合やや剣型側へ傾斜するのに對し(断面d-d)、Bでは逆の傾斜を示すこと(断面c-c)、厚さは破片Bの茎側がCの鋒側より5%ほど厚いこと、B-Cの底部左側の広い平坦面は、Bの方がCよりも高い(差は8%近く)こと等をみると、BとCが小片をはさんで接合するとは考えがたい。

この点をたしかめるために、剣の型について破片Bの茎側端部とCの鋒側端部をくらべてみよう(第3図)。

幅(丸味をもった側縁でなくその内側の刻線部で見る)はBの方がCよりも強広い。破片Bのこの幅は、破片Cの中心線上の鋒側端部から2.0mmのところの幅に等しい。

端縁を中心とした左右の幅は、Cでは左側が右側より2%強せまいのに対し、Bでは左側が右側より1%強広い。しかし幅の幅はBの方がCよりも多く矛盾しない。

またB-Cの中心縁(第3図)を一直線上におくと、鋳型の側縁はほぼつながるが、剣型はBが左へ、Cが右へずれる。

以上をまとめてみると、破片A・Bと破片C・Dとはつながらない可能性が強まる(ただし、幅のちがいは、平形銅劍にみられるように鋒部で幅を増すためとも考えられる)。

この場合、両者は同型式の別個体の鋳型、多少のズレを無視して組合せ鋳型として(広形銅矛にしばしばその例がある)同一面を形成する、重ねあう一組の鋳型の両面になる、などが考えられる。ただし最後の考えは、剣型をあわせると鋳型の側縁が2%ほどずれるので可能性は低い。

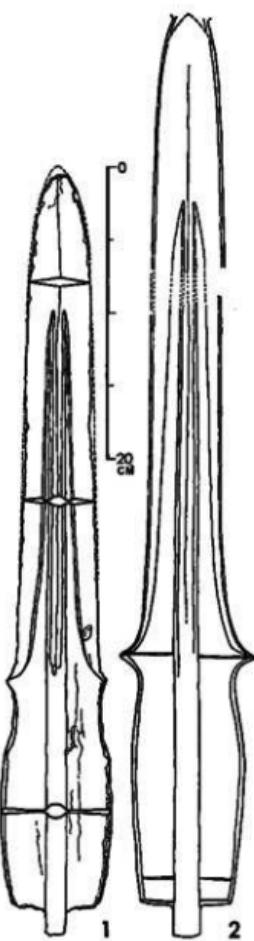
また同一個体であって、BとCの間が予想以上に大きく、平形銅劍のように鋒部が多少ひろがる型式なのかもしれないが、この場合の形状、加工のしかたなどは、同一個体の可能性をすぐさせない。いずれも決定的な根拠をもたない。

いま、幅の多少のちがいやズレを無視し、端の部分のみを基準にしてこの剣の全長を推定してみよう。破片BとCの端がスムースにつながるように図をおくと、中心線上の破片B茎側端部とCの鋒側端部の間は2.3~3.0mmあく。そうすると剣の全長は62~63mm、鋒端の仕上加工を考えると62~63mmとなる(第4図2)。

四 製 品

この鉄型に彫った剣の型に適合する製品の出土例はない。もっとも近い形の剣は、福岡県遠賀郡岡垣町出土例⁽¹⁾のみである（第4図1）。

八田例は岡垣例にくらべ、全体の幅はわずかに広い（最大幅はほぼ等しい）が、長さはいちじるしく長い。岡垣例に残る柄方は失なわれ、刃方上部の突出部が突起となっている。突起部と関節には線を跡出する。型式的に、岡垣例が八田例に先行することは明らかである。しかし両者は直接つながるのではなく、岡垣例より長さがある。しかし両者は直接つながるのではなく、岡垣例より長さがある。柄方は失われるがその上部の突起がさほど突出しない形態が、間にに入ると思われる。



第4図

1：岡垣出土銅劍（岩永1980より）
2：八田出土鉄型の剣型
(鉄型を左右反転したもの)

型式的にみると、この二例は、細形銅劍の大形化したもの（中細形・中広形・大形細身等とよばれる）と、平形銅劍の間に位置づけられる⁽¹²⁾。八田例は突出部をさらに突出させ、それ以下の側縁を直線化し、鉄部の幅を増大すれば平形銅劍になる。ただし前節で推定した長さが適切であれば、平形銅劍の最大のものより長く、ます長さが最大限のびたあと、鉄部幅の増大とともに長さが減じたとせねばならぬ。⁽¹³⁾

北部九州の銅劍はほとんどすべてが細形で、これが大形化したものや平形銅劍は中國・四国地方に分布する、八田・岡垣例を、大型化した細形銅劍と平形銅劍の間に位置づける場合、型式学的なつながりと分布の間に断層が生じるのである。

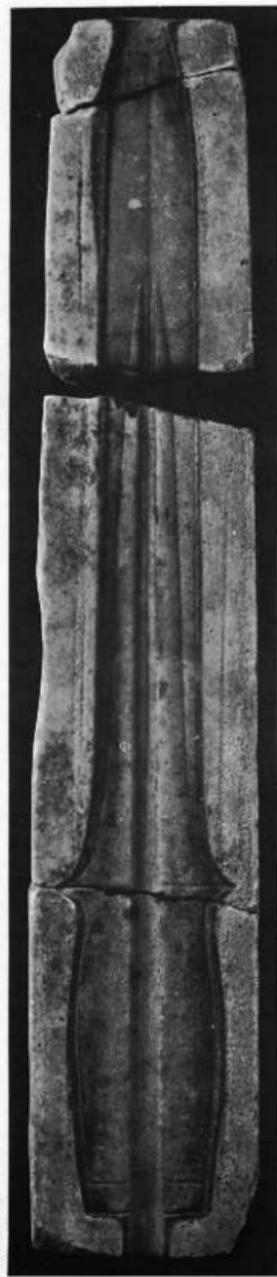
ところで柏原平野地域は、福岡平野や春日丘陵地帯よりも遠賀川

流域方面とのつながりの強い地域で、その傾向は弥生時代中期後半以降、一層強まる。⁽⁸⁾ この鋳型は後期に属することが明らかであるから、この種の劍の製作、製品の流通は、より東方の弥生社会と深くつながっていたといえる。

〔註〕

- (1) 関崎 敬 一九七七 青銅器とその鋳型 立岩遺跡 河出書房新社
(2) 特設展示への出品にあたっては、宮小路賀宏氏（福岡県文化課）のお世話で、久留米市文化課の古賀義氏・桜井康治氏をとおして所蔵者を紹介していただいた。その後、当館に寄託していただいたのは、出土した地元に資料をおくるのがよいとの古賀氏や桜井康治氏の御判断によるものである。
- (3) 森 貞次郎 一九六三 福岡県考古出土の鋼劍鋳范を中心として—鋼劍鋳范と鋼劍の系譜— 考古学集刊2
—1—
- (4) この鋳型についての正式の報告はない。写真は考古学関係の書物に出てる。実測図は、註(13)岩永省三論文の第13図2にある。出土状況については、フクニチ新聞一九八〇・七・二十四の「文化財の旅」欄にくわしい。
- (5) 下條信行 一九七七 考古学・柏原平野—新発見の鋳型と鏡の紹介をかねて— 福岡市立歴史資料館研究報告 第一集 11号
- (6) 藤原哲博 一九八〇 安永田遺跡鋼劍鋳型の出土 ふるさとの自然と歴史 11号
- (7) 柏原平野の弥生時代・古墳時代については註(5)の下條論文にくわしい。
- (8) 東奈良遺跡調査会 一九七六 東奈良
(9) 大阪文化財センター 一九八〇 瓜生堂
(10) 芥本隆裕 一九八一 鬼虎川遺跡第七次発掘の概要 第10回西國文化財研究会資料
(11) 久野邦雄・寺沢 嘉 一九七八 昭和52年度唐古鍛造跡発掘調査概報
(12) 原田大六 一九六一 伝福岡県遠賀郡岡垣村の鋼劍 九州考古学
11・12 中心として— 九州考古学55
(13) 岩永省三 一九八〇 弥生時代青銅器型式分類編再考—劍矛戈を中心として— 九州考古学55
(14) この点から、八田例は平行鋼劍の型式的祖形ではないといえるかも知れない。

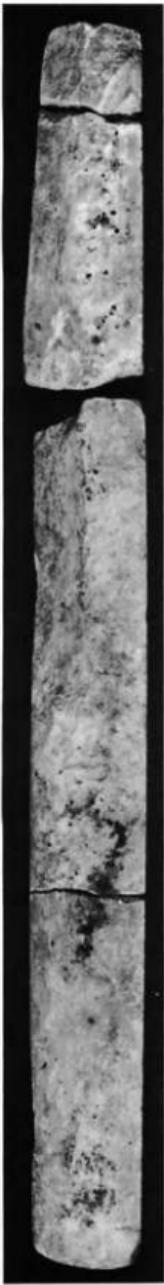
圖版
一



1
鑄型面



2
底
面



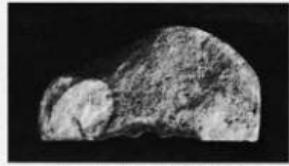
2 左側面



3 鋒部側面



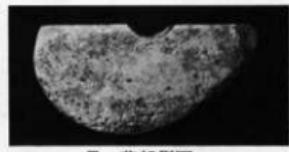
4 破片B 茎側切斷面



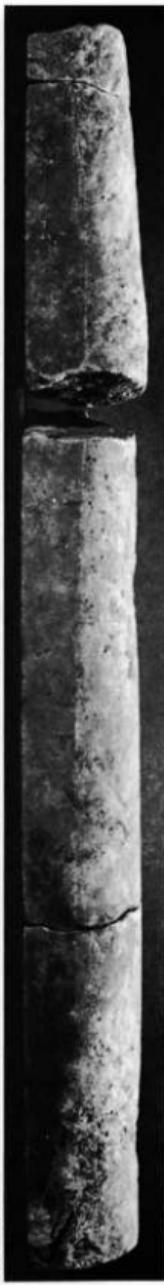
5 破片C 鋒側切斷面



6 破片C 茎側切斷面



7 基部側面



1 右側面



8



7

(縮尺は 1 ~ 6 + 9 とほぼ同じ)



11(約2分の1)



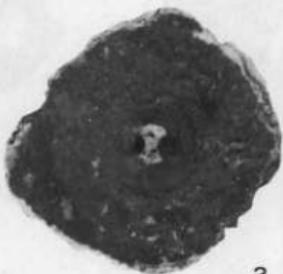
10(約2分の1)



1



2



3



4



5



9



6



資料についての御教示を賜った東京国立博物館西田守夫氏に厚く御礼申し上げる。

(註)

- (1) 本法の詳細についてはつきの文献を参照されたい。
馬淵久夫・宮永健編『考古学のための化学10章』東大出版会、1981年。
- (2) 馬淵久夫・平尾良光「船同位体比法による漢式鏡の研究」『MUSEUM』第370号、1982年
1月。
- (3) 馬淵久夫「龍虎鏡および連弧文鏡の船同位体比」『昭和56年度宮崎県総合博物館研究紀要』
第6輯、1981年。

v) 獣 蔽 鏡 (No. 8~9)

2面とも区間Qに入る。No. 9(破片)は西田守夫氏の所見によると画像鏡であろうとのことである。鉛同位体比から見ても、他の画像鏡(特に「劉氏作」銘のもの)がNo. 9と近い値をとるので、西田氏の所見と矛盾しない。⁴⁾

vi) 三角縁「天王日月」三神三獸鏡 (No. 10)

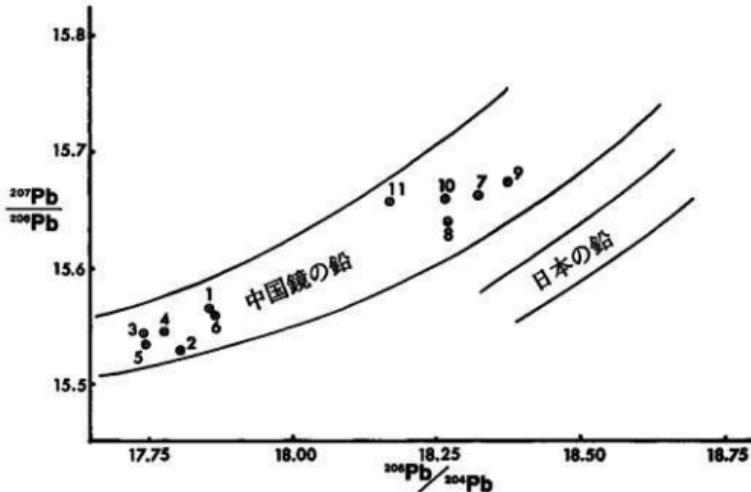
他の多数の三角縁神獸鏡と同様に区間Rに入る。この鏡は他に5面のいわゆる同范鏡が知られており、計6面のうち5面が北九州から出土している。鉛同位体比法は原料の異同の判定に最適の手段であるので、これらの同范鏡の測定が期待される。

vii) 鏡 龍 鏡 (No. 11)

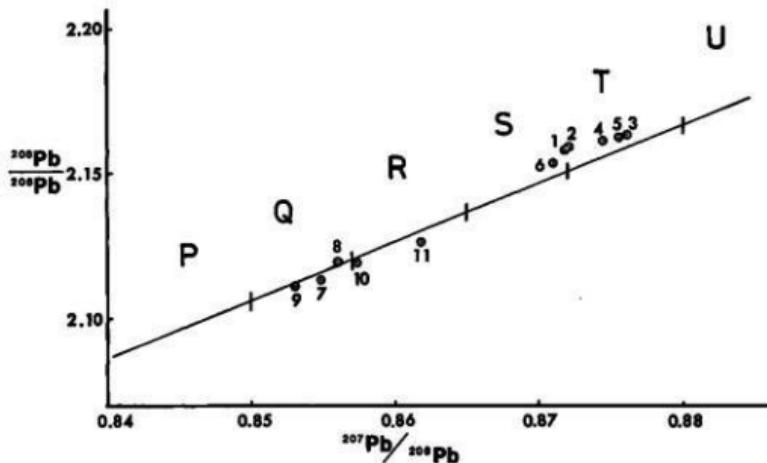
区間Rに入り、宮崎県出土の同じ型式の鏡と類似の値である。⁵⁾

以上、第1図から考察されることを鏡ごとにまとめて述べたが、11面の鏡すべてが、中国産の鉛を含んでいることも自明である。今回の資料には第1図のような表示法で日本産の鉛とまぎらわしいものはないので、上記の議論で十分であるが、参考までに中国産と日本産の鉛の区別に最も適当な表示を第2図に示す。

この図の縦軸の値 $^{207}\text{Pb}/^{204}\text{Pb}$ は別表に示していないが、第1欄と第2欄の値の積として容易に求められる。図から明らかなように、舶載、仿製の区別を問わず、11面のすべてが日本産の鉛を含まないことがわかる。



第2図 日本と中国の鉛の区別



第1図 鉛の同位体比分布

P : 日本の方鉛鏡
 Q : 南系神獸鏡、一部の画像鏡
 R : 後漢鏡の多くと三角縁神獸鏡
 S : 中国鏡なし
 T : 前漢鏡、一部の方格規矩鏡と連弧紋鏡
 U : 中国北部方鉛鏡

i) 昭明鏡と日光鏡 (No. 1 ~ 2)

この2面の前漢鏡は第1図の区間Tに入る。すでに測定した他の前漢鏡（例：立岩遺跡出土鏡^④）も全く同様な値をとり、中国のある特定の地域の鉛山から採取された鉛を使っていたことがわかる。しかもNo. 1とNo. 2は測定誤差を考慮すると、ほとんど同じ材料と云っても差支えない。

ii) 弥生式小形彷製鏡 (No. 3 ~ 5)

3面とも区間Tに入り、しかも類似の値である。彷製であるが、材料は中国産であり、しかも前漢鏡の材料と同じ産地の鉛を使っていることがわかる。岡山県山陽町出土の2面の弥生式小形彷製鏡も全く同じ値をとることは興味深い。^⑤

iii) 方格規矩鏡 (No. 6)

区間Tに入り、前漢鏡と類似の鉛を使っている。一般に古墳時代の遺跡出土の青銅鏡は区間QとRに入るものが多いため、後漢の初期から作られていたとされている方格規矩鏡と連弧紋鏡には時として区間Tに入るものがある。この鏡もその例の一つである。

iv) 連弧紋(内行花紋)鏡 (No. 7)

前項で述べたように連弧紋鏡には区間Tに入るものもあるが、この鏡は区間Qに入る方の1例である。

組合せはこれら3種から容易に計算できる。別表には $206/204$, $207/206$, $208/206$ を示した。 ^{204}Pb は存在量が非常に小さいので、これを含む比は測定誤差が一般に大きくなる。別表の測定値の測定誤差は $206/204$ については0.1%以下、他の2種の比は0.05%以下である。つまり表示の数値の最後の桁に土がつくことになる(凡例 0.8718 ± 0.0002)。

私鏡式名	$^{208}\text{Pb}/^{204}\text{Pb}$	$^{207}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$	$^{206}\text{Pb}/^{204}\text{Pb}$
1 昭明鏡	17.856	0.8718	2.1582
2 日光鏡	17.806	0.8721	2.1594
3 弥生式小形仿製鏡	17.741	0.8761	2.1633
4 弥生式小形仿製鏡	17.778	0.8744	2.1618
5 弥生式小形仿製鏡	17.743	0.8755	2.1625
6 方格規矩鏡	17.865	0.8710	2.1535
7 連弧紋(内花紋)鏡	18.324	0.8548	2.1137
8 獣帶鏡	18.271	0.8560	2.1192
9 獣帶鏡(画像鏡か) 三角縁「天王日月」 三神三獸鏡	18.375 18.268	0.8530 0.8573	2.1111 2.1193
11 盤竈鏡	18.169	0.8618	2.1262

(註) A	出	土	地	保管・所蔵者
1	福岡市	博多区	宝満尾遺跡	福岡市教育委員会
2		西区	丸尾台遺跡	石井忠氏
3		南区	弥永原遺跡	福岡市立歴史資料館
4		西区	飯田馬場遺跡	福岡県教育委員会
5	大野城	市	原門遺跡	石井忠氏
6	福岡市	東区	蒲田水ヶ元遺跡	福岡市教育委員会
7		西区	野方中原遺跡 3号石棺墓	"
8			" 1号石棺墓	"
9		西区	野方塚原遺跡	"
10		東区	天神ノ森古墳	福岡市立歴史資料館
11		"	"	"

4. 考察

測定結果のうち、 $^{208}\text{Pb}/^{206}\text{Pb} \sim ^{207}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$ をプロットしたのが第1図である。筆者が現在までに測定した多数の中国鏡のデータは、図中に示したような直線に沿って分布する。分布状況を見わけるために、便宜的に図中に示したようなP, Q, R……Uの区間に分けて考える。

福岡市立歴史資料館が保管する 鏡の鉛同位体比

馬 淵 久 夫

(東京国立文化財研究所)

1. 産地の指標としての鉛同位体

鉛は質量数が204, 206, 207, 208と、4種の重さの異なる原子（同位体）の混合物であり、その混合比（同位体比）は地球上で変動する。変動の原因はウランやトリウムが放射性嬗変をして鉛になるためであり、鉱床が生成するまでの地球内部の歴史に依存している。一つの鉱床内では同位体比はほぼ一定であり、生成の時期が異なる他の鉱床の鉛とは、同位体比測定によって区別がつく。

一方、一旦定まった同位体比は人為的な加工などによってはほとんど変わらないので、銅やスズと混せて青銅製品を作っても同じ値を保つ。また、化学変化により銹が生じる場合にも、銹の中の鉛同位体比は不变である。したがって、鉛同位体比の精密測定により、原料の産地推定を行うことが可能である。¹⁾

筆者は上記の原理を利用して多数の青銅遺物を研究しているが、今回、福岡県出土の11面の鏡を測定した。

2. 実験法

本法はほとんど非破壊法と云って差支えない。弥生遺跡や古墳出土の青銅鏡に必ずしも生じている銹を微量（1mg）採取すればよく、外観を損なうことは全くない。古墳時代以前の青銅鏡は少なくとも5%の鉛を含んでおり、銹もそれに近い鉛を含んでいるので、1mg中には数+マイクログラム（ μg ）の鉛がある。鉛を化学分離して、そのうち0.5 μg を取って、東京国立文化財研究所に設置されている日本電子製表面電離型質量分析計で測定した。

3. 結 果

測定値は別表のようになった。4種の同位体から得られる独立な比は3種であり、他の

執筆者紹介

高田茂廣 福岡市立歴史資料館嘱託
佐々木哲哉 福岡市立歴史資料館嘱託
後藤直 福岡市立歴史資料館文化財主事
馬淵久夫 東京国立文化財研究所保存科学部
化学研究室長

福岡市立歴史資料館研究報告 第6集

1982年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印刷 祥文社印刷株式会社
福岡市博多区博多駅南4丁目15-17

